

川崎市病院事業管理者 武弘道氏インタビュー

自治体病院の慢性的な赤字経営が、自治体本体の財政状況をも圧迫し、早急な病院改革が多くの方議会でも議論されている。しかしその大半は具体的な対策を実施することなく、いたずらに繰出金を増やし、累積赤字の増加を招いており、本市もその例に漏れずにいた。

昨年四月、本市病院事業は地方公営企業法の全部適用を受け、病院事業管理者ポストを新設。鹿児島、埼玉で自治体病院経営建て直しの実績を持つ、武弘道氏を病院事業管理者に迎えた。武氏就任後一年が経過し、約一七億七〇〇〇万円の収支改善を果たした本市病院事業は、早々に単年度の黒字化も実現した。本インタビューでは、その改革手腕と、公立病院が目指すべきビジョンについてお話を伺った。

〔平成一七年度収支〕

「お忙しい中、お時間をいただきましてありがとうございます。本日は「いま、公立病院に求められる改革の姿」としまして、本市病院事業の改革の進捗状況と、今後の展望について伺って行きたいと思っています。

本年六月に発表された平成一七年度決算では、前年に計上していた約一〇億六千万円の赤字を、一年の間に七億一千万円の黒字とされました。新聞各紙の見出しも「八年ぶり黒字」と大きく報じており、約一七億七千万円の収支改善には、関係者をはじめ

め多くの市民が驚いたことと思います。

武病院事業管理者 阿部市長は、就任一年目の成果として、単年度で収支がとんとんになればいいとお考えだったようで、期待以上の働きができたと考えています。

この一年間のかわさきの取り組みのことはずいぶん話題になって、新聞各紙に取り上げられました。毎日新聞では、全国版でも紹介していただいています。記者諸氏は一年でそんなに改善したなんて、どんなにひどいことをやったのかと思って、いろいろ現場の職員たちに聞いて回ったらしいの

ですが、「就任時にそれぞれの病院に出かけ、両病院の経営内容を詳しく話しただけで、リストラもなければ、特別何をどうしろという指示もなかった」と言っていた、と驚いていました。

〔病院事業管理者の役割〕

——経営改善の具体的な手法についてお話をいただけますか。

武 赤字自治体病院の経営改革は、官僚的発想ではとても進みませんので、まず、地方公営企業法の全部を適用（注一）し、病院



川崎市病院事業管理者
全国病院事業管理者等協議会・会長

武弘道

プロフィール
昭和二年鹿児島生まれ。三十七年九州大学医学部卒業後、病院勤務医として二度のアメリカ留学を経て、五二年から鹿児島市立病院小児科に勤務。平成五年、鹿児島市病院事業管理者兼病院長となり、優良経営病院として自治大臣表彰を受ける。二年から埼玉県に招かれ、四年間で七四億円の収支改善を果たす。一七年より川崎市病院事業管理者を務める。

の経営に専念できる経営責任者として、病院事業管理者をおく必要があります。私がさまざまな取り組みを迅速に実施できるのも、病院事業管理者として市長から多くの権限を与えられているからです。

注一 地方公営企業法の全部適用

地方公営企業法では、自治体の長が病院事業管理者を置き、病院経営に関するすべての権限を委譲することができると定めている。病院事業管理者は、人事権、予算作成権、契約権等が委譲されることで、大胆な改革を実施することが可能となる。このような措置を、地方公営企業法の全部適用、略して「全適」という。

その上で、改革の五つの柱として「職員の意識改革」「診療サービスの充実」「人事給与制度の改革」「経営改革」「他都市等へ向けての病院事業改革の発信」を掲げています。

まず、就任直後に二つの病院を回りまして、病院職員の皆さんの前で基本方針をお話しし、病院経営の現状を他の自治体病院のデータと比較して紹介しました。病院職員は皆さん知識人ですから、数字を示して説明すれば、あとは各セクションでアイデアがいろいろ出てきます。川崎病院の救急センター開設や井田病院の土曜診療の開始も、職員の提案によって実現したものです。

診療時間についても、私は特別職ですので、九時一五分が定時なのですが、最初の

一年間は毎朝八時一五分には席に着いていました。そうすると部下も八時一五分には揃うようになって、結果として診療の準備が早く整い、実質的に一五分早く診療がスタートするようになりました。

〔節減できる経費〕

——この一年間で一七億七千万円もの経営改善が達成されたわけですが、効果が上がったのはどのような取り組みだったのでしょうか。

武 各病院が別々に購入していた薬品や診療材料は、二病院で共同購入して安く仕入れることにしました。また外部委託契約の競争性を高める見直しも実施しています。それから、特殊勤務手当の見直しにも着手し、保健看護手当、病院等勤務手当、医

務従事手当、不規則勤務手当等、他の病院と比較して著しく突出しているものは廃止しました。ただ経費削減に終始しては労働意欲もそがれてしまいますので、患者さんの視点に立つという、基本姿勢だけは絶対に譲らず、後は柔軟に対応しています。

〔職員のやる気を引き出す〕

——職員のやる気を引き出すという点では、どのような取り組みをされているのでしょうか。

武 私は、病院職員のやる気を引き出す上で、どうしても変えていかなければならない点が二つあると考えています。一つは学閥重視の人事、もうひとつは看護師軽視の風潮です。

そこで医師の採用については自分で面接を行い、本当にこの病院で働きたいという意欲を持っている医師しか採用しないことにしています。

また、看護師の副院長への登用も行っています。看護師は診療科をまたがって異動しますので、病院内の状況を広く見ることができ、患者の視点にも立ちやすい。だいたい病院職員の六〇％は看護師が占めているわけですから、組織運営上も看護師の副院長は有効に機能します。今年二月に開院した多摩病院も含め、三市立病院全てで看護師の副院長を置いています。

〔患者さんのために〕

——診療サービスの充実も掲げていらっしゃいますか。

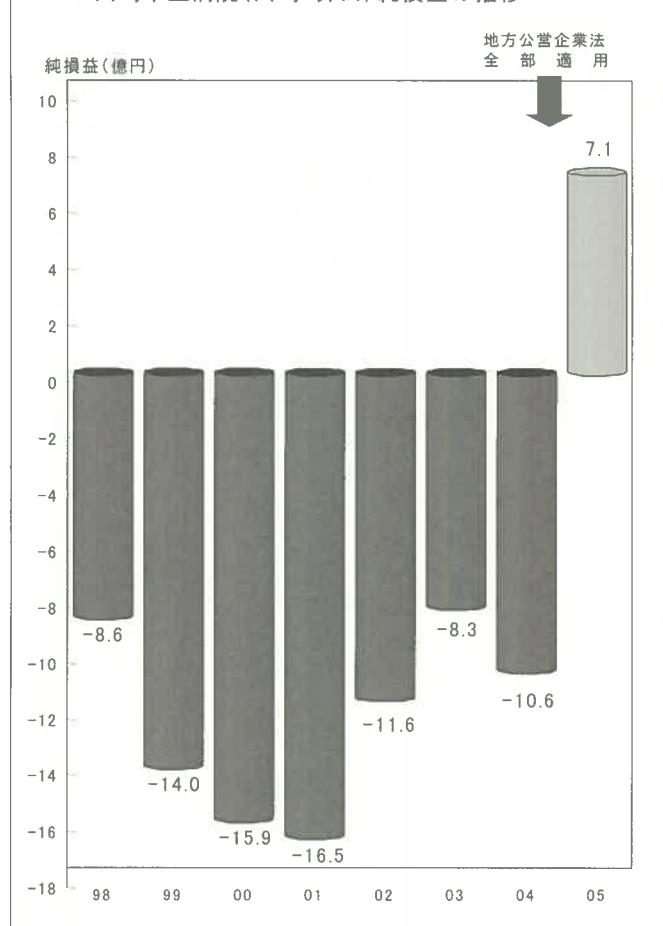
武 本年四月より、川崎病院に救命救急センターを開設しました。これまで市内の救命救急は、宮前区にある聖マリアンナ医科

大学病院の一角所でしたが、これで市内全域をカバーする形となり、搬送時間の大幅な短縮が見込まれ、受け入れ態勢も強化されました。開設にあたり、川崎病院に医師五名、看護師二〇名を増員し、約九千万円の設備投資を行っています。長年の市民からの要望にこたえ、緊急時に対する住民の安心感も向上しました。

診療収益を数字でみると、改善額では六億六千万円、延外来患者数は六一万九〇二六人で六八〇八八（一・一％）増、病床利用率九二・七％で四・三％増となりました。外来単価、入院単価もそれぞれ四四六円、一一一五円増加しています。

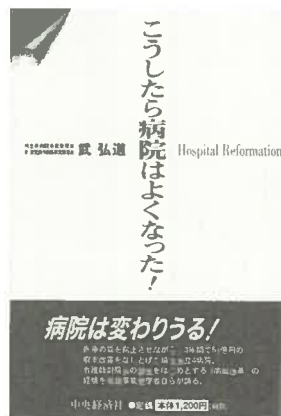
経営改善によって生まれてきた原資は、

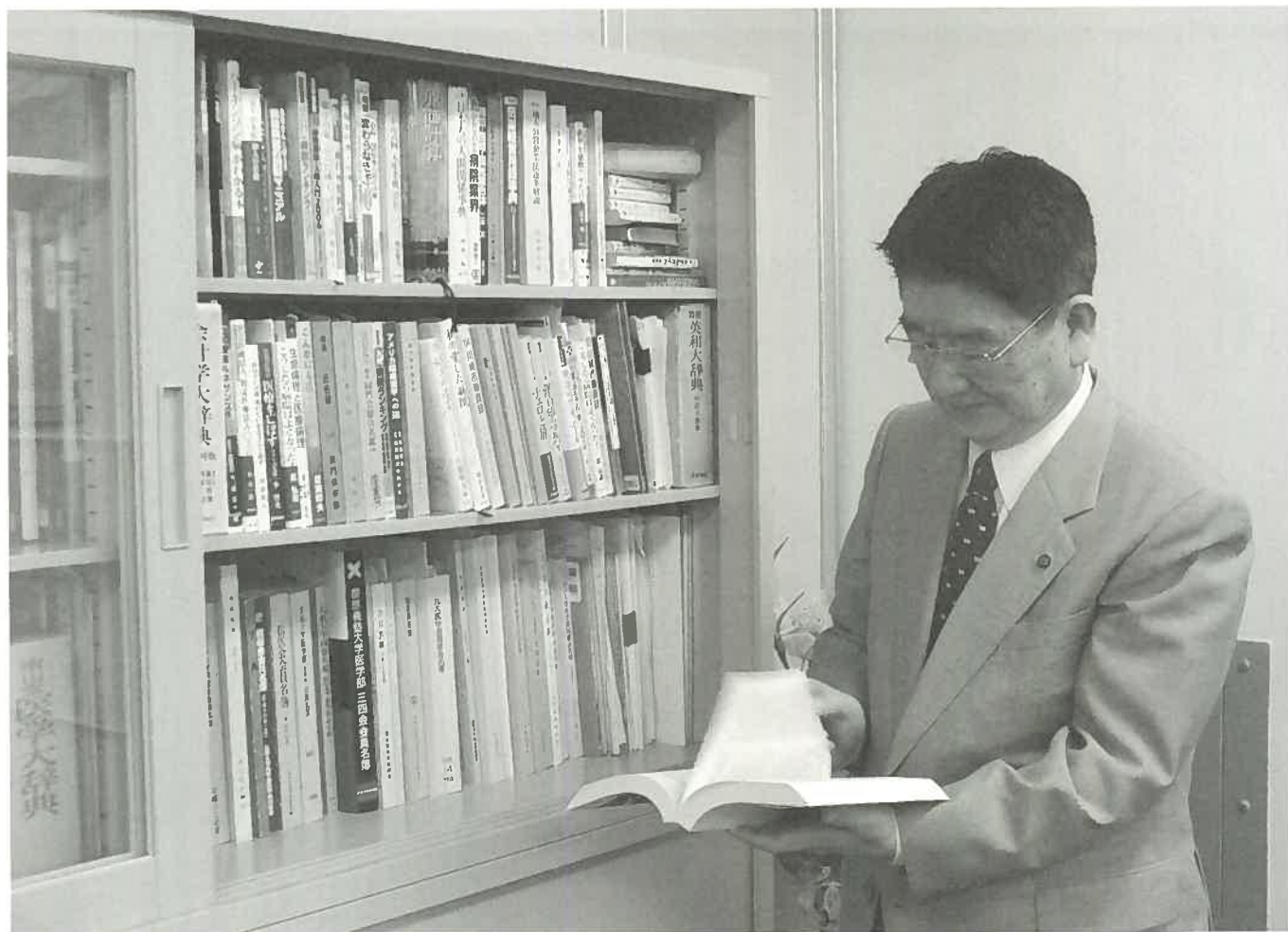
川崎市立病院(川崎・井田)純損益の推移



「こうしたら病院はよくなった！」
平成17年2月 中央経済社刊

埼玉県病院事業管理者の任にあった武氏は、医療の質を向上させながら、赴任後3年間で57億円の収支改善を成し遂げ、当時は「埼玉のゴーン」とも呼ばれた。本書は、この3年間の総括し、実施した数々の改革の中身を、資料を引きながらわかりやすく語ったものである。





最新高度医療機器の導入等、よりよい医療の充実に当てていくことになります。改革は市民のために行うものです。改革が医療の質・サービスの向上につながり、市民にとって確実にプラスになるのです。

〔井田病院の再編整備・多摩病院の新設〕

井田病院では再編整備基本構想が発表され、いよいよ建替えに向けて具体的な動きが出てきました。一方で多摩区では、稲田登戸病院が閉院し、二月には多摩病院（二八〇床）が新規オープン、市内の医療環境は大きく変わりました。

武 井田病院の建替えは、正直一〇年は遅れています。病院はオフィスと違い、二四時間稼働で、医療スタッフや患者など、常に多くの人が活動・生活しています。そのため建物の老朽化も比較的早く進んでいくという特徴があるのです。再編整備基本構想では、病床数を約一〇〇床縮小し三五〇としながら、地域がん診療連携拠点、療養病床、緩和ケア病床などの機能強化を図り、特徴ある地域病院として整備していきます。

多摩病院は毎晩四〇名の救急患者を受け入れ、毎日六〇〇〜七〇〇名の外来患者が来院します。二四時間三六五日の救急体制が自慢で、中でも小児救急には力を入れています。

〔自治体病院に求められるものは〕

——いま、わが国の医療制度は大きな変革期にきています。健康保険の自己負担割合が三割になり、貧しい人にも一定レベルを保障する日本の医療制度も曲がり角にきているように感じます。今後自治体病院が

担うべき役割をどのようにお考えですか。
武 全国の病院は、公立病院が三〇〇〇、民間病院が六〇〇〇あります。ところが小児医療に限ってみると、うち九割が公立、一割が民間と完全に逆転しているのです。日本の医療は全体的にお金の儲かる方向に動いていて、小児科や産婦人科等のいわゆる不採算部門を切り捨てている病院が多いのです。

昭和四〇年代は、被保険者の家族の自己負担率は五割でした。私はお金がなくても医療にかかれるような制度が大切だと思います。そういった意味でも、小児救急拠点の整備は自治体病院に求められる大切な役割であると考えております。

改革は市民のために行うものです。常に患者の視点に立ち、これからも取り組みを進めて行きたいと思っています。

インタビューを終えて

日本の医療界において、とかく経営改善手腕に関する評判が先行している武氏であるが、公立病院の担うべき役割では、「公」に関する貴重なお話を伺えた。経営、労務、医療、議会対応と病院事業管理者は多忙を極める。「半分意地でもやってきている」と冗談めかしておっしゃっていたが、退職後は？と水を向けると、「小児科医として現場に戻りたい」とのこと。やはり根っからの医療人でいらつしやるようだ。

川崎病院 篠原弘子 副院長。 井田病院 鈴木悦子 副院長対談



プロフィール

川崎病院 篠原弘子副院長（看護部長兼務）
昭和44年川崎市立高等看護学院卒業、同年市立川崎病院看護科入職、49年市立高等看護学院教務課勤務。平成14年市立川崎病院看護部主幹（看護計画管理担当）・健康福祉局医療対策部病院事業課主幹（看護対策担当）兼務、平成15年市立川崎病院看護部長を経て、平成16年より現職。

——お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。現在本市で進められている病院事業改革を、最も現場に近い看護師の視点と、副院長という経営側の視点の両面からお話を伺いたいと思っております。

●副院長として

まず、看護師出身の新たなポストとして設けられた、副院長の役割についてお話

す。よろしく願います。

ただけですでしょうか。

篠原 川崎病院副院長 看護部長の仕事に加えて副院長職をいただいて、当然守備範囲は広がりました。看護部の業務内容が、病院全体の経営にどう繋がっていくのかを常に考えねばならなくなりました。現在、医療の現場では、診療科を超えたチーム医療の体制作りが求められています。看護師は病院の隅々に配置されておりますから、看護師の視点が病院全体を横に繋いでいくうえで役に立っていると思います。患者さんの療養環境の改善を、直接提言ができるようになったのは大きいですね。

鈴木 井田病院副院長 患者さん中心の医療を考えたとき、患者さんに最も近い立場で仕事をしている看護師の視点は必須で、病院の経営にもこの視点でのアプローチが必要だと考えています。

●看護師からの期待

副院長として、看護師の立場から、患者本位の医療について発言されているとのことですが、看護師からの期待もかなりあるのではないのでしょうか。

篠原 私たちとしては、個人的な昇進ではなく、看護部全体の地位向上ととらえています。看護師の士気は確実に上がっています。現場の声をトップへ伝える。そして、

先ごろ井田病院では、病棟の再編時に化学療法室を新たに設置する動きがありました。この施設は病院全体の様々な診療科・部門が関わることから、看護部は全体のコーディネーター的役割をとらせていただきました。

看護部が、このような役割を担わせていただけるのも、副院長職をいただき組織内における位置付けが、より高まったことによるものと考えています。

また、他部門の方が相談・意見・調整を求めにこられることが多くなり、副院長としての役割発揮を期待されていることを日々感じており、身が引き締まる思いであります。

そして、様々な場面で同等に意見を求められるようになったことを、意義深く思っております。



プロフィール

井田病院 鈴木悦子副院長（看護部長兼務）

昭和44年川崎市立高等看護学院卒業、同年市立川崎病院看護科入職、平成13年市立川崎病院看護部主幹（看護計画管理担当）・健康福祉局医療対策部病院事業課主幹（看護対策担当）兼務、平成14年市立井田病院看護部長を経て、平成16年より現職。

トップの考えや指示をいち早くスタッフに伝える役割が期待されているわけです。看護師はまだまだ従属的な立場の弱さがありますが、看護師の持つ専門性・自立性を様々な場面でアピールしていきたいと考えています。

●手当削減の影響は？

――武病院事業管理者の方針で、これまで支給されてきた特殊勤務手当が大幅に削減されました。看護師現場でのとらえ方はいかがでしたか。

鈴木 武病院事業管理者から就任直後にデータを示しての説明があり、割と納得感を

持つて受け入れることができるものでした。もちろん減給になった分はありますが、代わりに人材育成のための研修費用の予算が付いたり、看護師長を主査から主幹級に昇進させていただいたりもしました。これまでの懸案に対処していただいたわけで、看護業務が整理されて仕事がやりやすくなった部分もあるのです。現場としては特殊勤務手当の見直しで士気が下がったということはないと考えています。

●川崎病院の取り組み

――それでは、ここ数年の各病院の主だった取組みについて教えてください。

篠原 川崎病院では、公立病院の使命とし

て、平成一六年度から救急医療の充実を検討してきましたが、ようやく今年救命救急センターの指定病院（二四時間体制で重症患者を受け入れる病院）として正式な認可をいただきました。現在は、ソフト面での充実を図るため、救命救急の研修を積極的に行うことで人材育成を急いでおり、さらに院内の各診療科の連携をスムーズにしていきたいと考えています。

救急救命に関しては、市民からの投書やお手紙を多数いただくこともあって、期待を肌で強く感じています。実際に救急の入院も増えてきていて、病院全体の緊張感も増しているように感じます。

救急以外の傾向としては、入院患者の高齢化が進んでおり、最近では九〇歳台の手術も増加しています。そのため以前にも増して手術後のケアが重要になってきています。また、家族の受け入れ態勢を含め、円滑な退院に向けての調整機能も求められています。

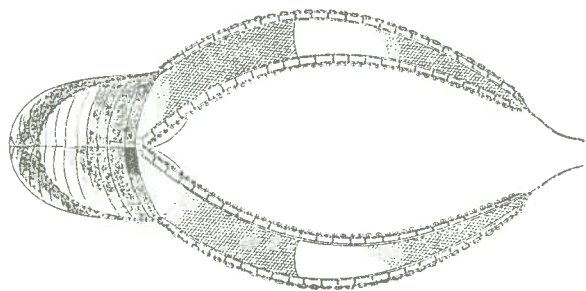
●井田病院の取り組み

鈴木 病院の再編整備が決まり、その基本構想を作っていく過程では、競合病院がひしめいている地域性も意識しながら、治療を希望する患者さんを断らない、市民のための医療をしようという基本的な方向が固

まりました。職員の意識も変わり八時三〇分からの診療や、土曜診療（第一・三土曜）などもこういった流れから始まったものです。

とりわけ井田病院では、慢性期の患者さんの割合が高く、長く入院している方へのケアも重要なテーマになっています。新たな病院への転換を図りながら、患者さんの訴えを丁寧聞いていく体制作りも進めているところです。

――病院改革は、トップの強力なリーダーシップが求められると同時に、現場における様々な取り組みが欠かせないわけですね。本日はどうもありがとうございました。



八作網（『日本水産採捕誌』より）

本市の政策展開から①

本市におけるホームレスの自立支援施策の展開と多様な価値観が共存できる共助の地域社会のあり方について担当職員からご報告をいただきました。
また、川崎区で進められている「かわさき産業ミュージアム構想」の概要や実践活動への取り組みを紹介いただきました

ホームレス自立支援施策を通じ 社会的弱者に優しい街づくりを

健康福祉局地域福祉課ホームレス自立支援対策担当

山口高弘

○はじめに

人はみなひとりでは生きられない。ホームレスもやがて地域へ還り、地域の中で死んでゆく。そう考えれば、コミュニティ（地域社会）の脆弱が言われる現代、「地域力」の強化は不可欠である。また、職業や社会的地位に基づき人を評価する「身分制度」は、多様性のある世の中では通用しない。そもそもホームレスなどという身分は存在しない。いろいろな人、いろいろな生き方、いろいろな職業があつての地域社会であるという前提に立てば、偏見に基づく差別は起こらない。「世界に一つだけの花」ではないけれど、「多様な価値観の共存する、共助（助けあい）の地域社会」づくり—そんな発想から平成一六年度、川崎市ホームレス自立支援市民事業助成金交付（以下「市民事業助成」と言う）は始まった。

○市民事業助成の概要と課題

本市には同様の助成制度として、市民局所管の「かわさき市民公益活動助成金」等があるが、市民事業助成は、市民や団体の行う公益活動のうち、特にホームレス自立支援活動に対し、恒常的な運営費と人件費を除く経費の八〇%以内で一〇〇万円を上限として、（多様な市民に活動の機会を提供するため）同一事業者については同一年度一事業限り、最長三年間助成する事業費助成である。

従って、事業者においては当該事業にかかる人件費についてはボランティアで賄い、また、最長三年間の助成とすること、この間に事業収入を得るなど自己資金で活動できるよう努めるインセンティブ（動機付け）としている。全額助成とせず、かかる経費の二〇%以上は自己資金としたの

も、依存を避ける意図がある。さらに、事業費助成とすることで、行政は、不足する分野への官民協働による事業展開が政策的に可能となる。

しかし現行のスキームでは、助成審査に基づく単年度助成であり、長期に助成を受ける担保がないため、インフラ整備を要するような事業には馴染まず、また、大阪の釜ヶ崎や東京の山谷のような「寄せ場（日雇労働者の街）文化」のない川崎では、そもそもホームレス自立支援活動を行おうという事業者に乏しいというのが実情であった。このため、障がい・高齢者などホームレスと関連のあるNPO等への働きかけや事業者相互のネットワークづくりを通じ、支援の拡大再生産を図っている。

なお、これまでの助成事業として、ホームレスやボランティアによる地域清掃、園芸・造園作業を通じた地域交流・自立支援

活動（左写真）や司法書士による法律相談活動があり、法に因る行政システムの限界を越えて創造的で柔軟な草の根活動が展開されている。



地域の子もたちと一緒に花壇づくり～市民事業を通じ地域力の強化と自尊心の高揚を図る～

○本市ホームレス施策の概要と自立支援

ここで、本市のホームレス施策の概要と自立支援について述べておきたい。本市のホームレス施策にかかる予算は平成一八年度予算ベースで約五億八千万円（対前年度比五四・一%増）であり、ホームレス数は昨年七月末の目視による概数調査で約一、〇〇〇名である。予算増の大きな要素は自立支援二施設の開設であり、ホームレス数について近年大幅な増減はない。

本市は、平成一四年八月公布・施行の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(一〇年の時限立法)、平成一五年八月告示の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を受け、平成一六年一〇月、「川崎市ホームレス自立支援実施計画―緊急援護から生活づくり支援へ―」を策定し、併せて「川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会」を設置し、必要に応じて内外の審議を得ながら施策を展開している。

主な施策は、自立支援三施設の管理運営のほか、これら施設を中心として実施する巡回相談(官民の福祉的社会資源の案内や施設退所者に対するアフターケアなど)、餓死防止の食糧支給、結核・成人検診、市民事業助成がある。自立支援施設は決して収容施設ではないから、「終の棲家」ではない。だから地域づくりという視点が必要となってくる。

ところで自立支援とは、本人がその意思でいたいと思うことができるよう支援することである。アルコールやギャンブル依存からの回復はもとより、自立支援は本人が自ら行動を起こして始めて意味を持つものであり、地域社会とのあつれきが生じていない限り、ホームレス施策としては、原則として自立の機会を整備して周知徹底すればよいと考える。(注)自立支援施設は働き方や生き方を強制するものではなく、行政や施設職員はあくまで相談役であるが、いざというときは面倒をみる。こうした中で、施設利用者は安心して失敗しながら試行錯誤を繰り返し、学んでゆく。前述の基本方針には、「きめ細かな支援」という表現が頻繁に登場する。画一的な支援ではなく、

ホームレスの状態や一人ひとりのニーズに応じた支援を柔軟に提供してゆこうという意味である。画一的な支援体制のもと、管理色の強い施設に何年いても、そこからこぼれる人が出ることは避けられず、決してホームレスは自立しないだろう。

○ホームレスと地域社会

人が野宿生活へ至る最大の要因は、地域社会との関係喪失である。一方、地域力を高めるには、ホームレスが地域住民と積極的に関わりを持つことが必要である。このため、富士見公園の自立支援施設では、かわさき市民祭りに施設利用者が出店することにより、ホームレスも地

域の一員であることを理解してもらう試みを予定している。また、前述の市民事業のように、ホームレスが街に出てごみ拾いなどの作業を買って出ることにより、地域住民との親近感を深める工夫をしている。さらに、自立支援施設においては、ギャンブル依存回復施設や司法書士会など民間の社会資源、理髪組合、町内会や福祉系大学との交流を積極的に進め、地域に開かれた施設を目指している。ホームレスを始め社会的弱者が街で暮らすためには、何らかのかたちで地域住民の協力が不可欠であり、社会的弱者を普通に見えかけるような場所こそが強い地域力を持ったところと言えるだろう。

○ホームレス施策を通じ社会的弱者に優しい街づくりを

福祉は現実が理論や制度の先をゆく。ホームレス問題についても比較的新しい行政課題であり、国も地方も効果的な自立支援の手法を暗中模索しながら施策を進めている段階である。来年一月に実施予定の「ホームレスの実態に関する全国調査」の結果や政策評価を踏まえ、平成一九年度以降は、法と基本方針の見直しが予定されている。本市においても近い将来、大規模施設中心の自立支援から地域社会に溶け込んだ生活づくり支援を行うグループホームや小規模施設中心の施策展開を模索している。年金や税制など従来の社会や福祉制度は会社人



写真上から川崎市ホームレス緊急一時宿泊施設「愛生寮」(平成16年5月開所、定員250名)、富士見生活づくり支援ホーム(平成18年5月開所、定員150名)、川崎市就労自立支援センター(平成18年4月開所、定員85名)(いずれも川崎区)～本市のホームレス施策は緒に就いたばかり

間を中心として設計されており、そこからはみ出した人は「われわれの社会」の外へ追いやられる。ホームレス施策を通じ既存の行政システムを揺さぶり、地域社会を揺さぶり、「多様な価値観の共存する、共助の地域社会」を組み立て、築く―これこそ地方行政マンの醍醐味だろう。

翻って温情的な対症療法（応急援護）は、かえって抜本的な対策を見えにくくし、遅らせる。また、福祉に限らずマンパワーの重要性は言うまでもないが、行政、施設職員、ホームレス、地域住民それぞれに一つの目的へ収斂する、金銭以外の自尊心を高めるようなインセンティブを与える工夫も

必要だろう。最後に、本稿は多分に筆者の個人的見解が含まれることを付記しておきたい。

注
生活保護法による要保護者は、本来、自立支援施設の利用対象外である。本稿においては、要保護のホームレスはいないと擬制した。

本市の政策展開から②

「かわさき産業ミュージアム」の取り組み

川崎区役所地域振興課

小柳津貴子

1 地域の資源としての産業文化財

川崎区は、区域の半分強が企業用地であり市内随一の就業者を擁しており、企業市民（区内企業の経営者とそこで働くひとびと）の「まちづくり」への参画がなければ地域の発展はあり得ないとの認識から、生活市民と企業市民が交流し、同じ価値観をもって「まちづくり」をすすめることを目的とした「企業市民交流事業推進委員会」を平成七年に設置した。同年、具体的な活動を行うため、企業の中堅・若手社員と地域住民で組織する「インタラクティブかわさきネットワーク」を立ち上げた。

この組織の活動として、平成一三年度から区内の史跡・見どころ・味などの各分野

の「宝物」を発掘し、活用する試みの中で、川崎区の特徴的な地域資源である近代化遺産・産業文化財にスポットが当てられるようになった。

二〇世紀初頭の横浜精糖（後の明治製糖）の進出を機に工場誘致が積極的に行われた川崎市域は、日本の近代化・高度成長の一翼を担ってきた地域であり、その歴史を物語る様々な近代化遺産や産業遺産が数多く存在する。

しかし、近年は設備更新や企業の撤退・業態変更に伴い、産業文化財等は急激に失われつつある。

ここである近代化遺産・産業文化財とは、近代化に貢献した産業・交通・土木にかかわる建造物・構造物や産業発展に寄与

してきた機械・設備・製品等、現在最先端の技術を含み、以下の基準で選定される。

（１）産業や産業技術発展史上重要な成果を示すもの

（２）地域文化や産業技術を次世代に継承して行く上で重要な意義をもつもの

（３）生活、経済、社会、文化の在り方に顕著な影響を与えたもの

（４）地域の象徴として広く親しまれ、歴史的景観・雰囲気をももたし出しているもの

これらをどのように保存し、活用していくかを明らかにしたものが、平成一五年二月に川崎区産業ミュージアム専門委員会（委員長・後藤治工学院大学建築都市デザイン学科教授）によってまとめられた「かわさき産業ミュージアム構想」（以下、「構

想」と表記）である。

2 「かわさき産業ミュージアム構想」の概要と実践活動

「構想」の基本的な考え方は、散在している産業文化財をネットワーク化し、川崎区全域を展示場に見立てた分散型ミュージアムとして保存活用をはかっていくことである。

すなわち、点在する近代化遺産や産業遺産、現在の生産活動そのもの、記念碑的製品などの公開の仕組みを作り出す活動や、近隣企業博物館との連携、情報発信や調査研究など、産業文化財の保存活用にかかわる活動を総合的にミュージアムの活動と位置づけている。

「構想」を受け、見学の仕組みの一例として実施した実験見学バスツアーからは、企業の合併、事業所の縮小・移転、設備更新などにより予想以上のスピードで産業文化財等の廃棄や散逸が進んでいること、企業の合理化等により工場見学受け入れ体制が縮小され、十分な受け入れができないなどの課題が把握された。

また、野外にある産業文化財等には、道路案内や説明板、点在する資料を結ぶ交通手段が十分ではないことも課題として浮き上がってきた。

これらの課題を踏まえ、川崎区産業ミュージアム専門委員会は産業文化財等を所有する企業や管理者及び行政の所管部署が早急に対応すべき事項をまとめた「かわさき産業ミュージアム本格実施に向けた提言」（以下、「提言」と表記）を発表した。

これらの「構想」や「提言」をもとに、

川崎区では、「インタラクティブかわさきネットワーク」と連携しながら、地域住民や企業市民に「かわさき産業ミュージアム」に対する理解を深めてもらうと次のような様々な活動を展開している。

① 見学機会の創出―バスツアーの開催

操業中の企業内へ個人で見学に行くことは、安全確保や機密管理の観点から企業側の負担が大きく現実的には難しい。そこで、個人的に見学できない産業文化財等を見学する機会をつくることを目的に、バスツアーを開催している（写真1）。多くは平日の日に実施するが、受け入れ企業側の協



写真1 バスツアーで冷蔵倉庫を見学、-25℃を体感

力があれば、企業の地域開放日の休日に実施し、さらに多くの人々の参加も見込むことができる。

このバスツアーは、「一般市民から公募する「産業ミュージアムバスツアー」と、児童・生徒や教員を対象に、「総合的な学習」や「調べ学習」「地域学習」に活用し、子どもたちに科学技術の面白さを伝えたり、職業体験の機会を提供する「かわさきの自慢探しバスツアー」の二本立てで実施している。

② 生涯学習の支援―産業ミュージアム講座の開催

産業文化財等を見学したただけでは、その価値や技術の高さなどの面白さを感じたり、

近代化の歴史のなかに位置付け、また歴史の全体像を知ることが難しい。そこで必要となるのが、見学する側の知識であり、優れた解説者である。

平成一七年度から、「かわさき産業ミュージアム講座」を開催し、歴史的・技術的な観点、企業の社史、人物のエピソードなど様々な角度から地域の企業や歴史を知るための取り組みを開始した。

この講座のねらいは、区民が地域の歴史や技術を知ることであるが、同時に産業観光・教育の場での解説員の養成を最終的な目標としている。

③ 調査・公開・情報発信

ミュージアムにとって教育普及と並ぶ大切な機能として、資料の調査研究・公開の活動がある。「かわさき産業ミュージアム」においても、資料の調査研究・公開の道筋づくりは大変重要である。

写真2 『かわさき産業ミュージアムガイドブック』

どこにどのような産業文化財があるのか基礎的な調査を行い、その産業文化財を保全するには、所有者の理解を得ることを始め、保存のための費用、維持管理の主体、保存場所の確保などの様々な課題を解決しなければならぬ。所有者の理解を得るためには、積極的に地域へ情報発信し、市民を産業文化財等の保存と活用に巻き込み、保存

の仕組みを地域ぐるみで検討していかねばならない。このため、川崎区では、「かわさき産業ミュージアムガイドブック」を平成一六年度から改訂しながら発行し（写真2）、ホームページ上でも公開している。現在、地域にある産業文化財等の一部を企業や所有者の了解を頂き六三点掲載しているが、今後も資料の調査を進め、より充実した情報発信をしていく予定である。

URL: <http://www.city.kawasaki.jp/61/61kusei/museum/index.html>

④ 資料の保存と活用

企業の設備更新に伴い廃棄される産業文化財等を保存する試みも行っている。機械など、そのものを現地に保存できるのがもつとも望ましいが、企業にとっては、解体し場所を空けなくては新しい機械を導入することができず、保存できないこともあるが、たとえ一部分でも保存することができるよう、様々な機会を捉え働きかけを行っている。

保存した展示資料は、地域のものづくり文化の継承のため、学校教育との連携を進めるとともに、企業活動における研修・生涯学習への利用のほか、近年脚光を浴びている「産業観光」の資源として活用することも視野に入れている。

⑤ 案内板・解説板の整備

野外にある産業文化財等は、アクセスしにくい場所にあつたり、その意義がわかりにくいなどの課題があることから、これらを補うための道路案内板や解説板の設置などを検討している。平成一八年四月には川崎河港水門に、建設当時の都市計画図を盛



写真4 河口水門説明板で運河計画を学ぶ見学者



写真3 川崎河港水門に設置した説明板

り込んだ解説板を設置した
(写真3・4)。

3 課題と展望

『かわさき産業ミュージアム』を推進する上での大きな課題は、資料の多くが生産活動を展開している企業の中に存在するため、機密保持や安全管理の面から、いつでもだれにでも見学できる状態にはないことである。特に休日には生産ラインは稼働しているものの、対応する職員が手配

できず、見学を受け入れることができない企業が多い。

また「構想」では、近代化遺産・産業文化財等の保存が困難である場合、映像資料を検討するとしているが、実際には、映像化すらせずに、廃棄されてしまうことも少なくはない。区としても、そのような相談があった場合にどのように映像資料化していくかについても、施策として十分な方向性は打ち出せていない。

ミュージアムとしての基礎である資料の調査研究は、多岐にわたる分野を総合的に取り扱うことが望ましく、公害克服の歴史や、国内各地の出身者や在日韓国・朝鮮人をはじめとする多様な外国籍の住民がつくりあげた地域文化などの視点も盛り込んでいかなければならない。これらの調査研究を担うには、専門知識が必要であり、そのためには人材の育成は急務である。

ミュージアム運営の中核として、調査研究、見学のコーディネートや、資料のアーカイブ化などを実施する体制が必要であるが、現状では体制が整っているとは言いがたい。永続的に産業ミュージアムの運営を行っていくためには、関係機関との連携を強化し、活動環境の整備とともに、地域住民の積極的な関与が必要である。将来的には、NPO法人などにより本部機能を運営していくのが望ましいと考えている。

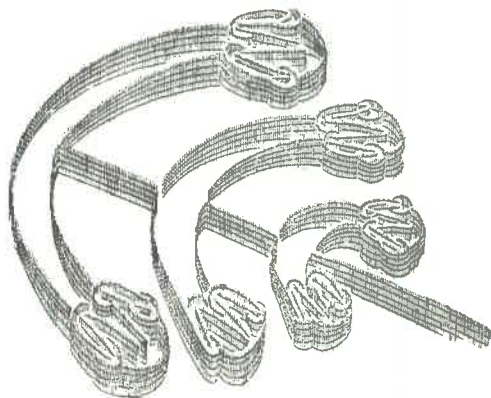
近年は、産業観光への注目度も高まっており、多種多様な企業が集積し、東京・横浜といった大観光都市に隣接し、交通の便もよい川崎区には産業観光の条件は整っている。活用可能なコンテンツを充実させ、周遊などの条件を整えれば、『かわさき産業ミュージアム』は地域活性化方策となり

うる。

また、区民にとっても、誇るべき地域の宝物を知ること、地域への愛着心が高まり、よりよいまちづくりへの意識が高まることが期待できる。

〔参考文献〕

- 山崎浩 二〇〇四年『かわさき産業ミュージアム構想』『科学EYES Vol.461 特集 産業遺産の活用と地域活性化』神奈川県立川崎図書館
- 川崎区役所 二〇〇五年『かわさき産業ミュージアムガイドブック 二〇〇五年版』
- 川崎区役所 二〇〇六年『かわさき産業ミュージアムガイドブック 二〇〇六年版』
- 企業市民交流事業推進委員会・川崎区役所 二〇〇六年『かわさきの宝物フォーラム』社会見学への活用 第一〇回企業市民交流事業フォーラム報告書



琵琶湖のうみ魚入(えり)『日本水産採捕誌』より

研修の窓①

平成一七年度政策課題研究チーム報告 海外チーム

平成一七年度に実施した、海外及び国内の事例を研究した政策課題研究チームからの報告と、大学院派遣研修を終えた梶さん、民間派遣研修を終えた大橋さんからの報告をいただきました。

企業の社会的責任(CSR)の視点に立った 持続可能な社会づくりを考える 全国に先駆けた「かわさき版コンパクト」の作成に向けて

建設局用地第二課

鈴木兼玲

我々、平成一七年度政策課題特別研究チームは、標記の研究テーマに基づき、平成一七年八月から約八か月間にわたり研究を行った。具体的には、近年企業において注目を集めている「企業の社会的責任」(以下「CSR」という)の概念を地方自治体である川崎市の施策に反映させるための具体的方策として本年度作成・提唱予定である「かわさきコンパクト」に向けた提言に

ついて、オーストラリアの事例を参考にしながら議論した。この際、CSRの有力な手段の一つである国連グローバル・コンパクト、及びグローバル・コンパクトの理念を都市問題の解決のために応用したシティ・プログラムの二つを主な指標とした。本稿では、「かわさきコンパクト」作成に向けた我々の研究について、改めて振り返りたい。

自治体のCSRへの取り組み

CSRとは、企業が自らの社会的責任を果たすために行う一連の活動をいう。ここで「社会的責任」とは、法令順守など自らに課せられた最低限の責任を果たすことだけでなく、環境保護などの自発的な社会貢献活動によりステークホルダー(従業員、株主に加え、顧客、消費者、さらには地域

住民、マスコミ等をも含めた広い意味での関係者)の満足度を高めることをも内包する概念である。企業が、利潤の追求のみに固執してステークホルダーの信用を失うことなく、より長期的な視点から合理的な経営を行う場合に、CSRという概念、及びCSRに基づく活動はもはや避けては通れない。こうした視点を欠いた企業が、近隣住民との軋轢や不祥事の発生といった問題を抱えることは、既に我々のよく知るところとなっている。

そもそも、わが国において「企業の社会的責任」に関心が高まった最初の時期は、公害問題が深刻化した昭和四〇年代以降である。しかし、これは多くの場合、国や自治体が公害をもたらす企業活動を規制する論理、または市民が裁判で企業の法的責任を追及する論理であった。ところが現在では、CSRは企業の自発的取り組みに重きを

を置く概念に代わりつつある。これは、国や自治体による規制が一定の水準に達したことに加え、企業が自社ブランドの強化などを目的として戦略的にCSR活動を行うようになったことが背景にある。こうした戦略的CSR活動は、特に一部大企業を中心として近年積極的に展開されているものの、その取り組み方には企業により大きな開きがあり、未だ十分であるとはいえない。

自治体も、このような現状に対して無関心ではいけない。企業がCSR活動に取組み、順法精神を高めれば、企業活動に対する規制もよりよく機能するようになるので、企業のCSR展開を推進することは自治体の重要な役割であると考えられる。また、多様な市民の利益(又は価値)をどのようにに調整すべきか、自治体は自発的かつ自律的な判断をしばしば求められるが、この判断が適切でなければ、市民に対する責任を果たすことができない。こうした意味から、自治体が自らのCSRに取り組むことには一定の合理性が認められる。

本市のグローバル・コンパクト参加とシティ・プログラム

平成一八年二月、川崎市は日本の自治体としては初めてグローバル・コンパクトに参加した。本市は従来、環境対策をはじめさまざまな先進的事業を実施してきた。本市の参加は、こうした流れに沿い、国連環境計画(UNEP)との連携により実現したものである。

グローバル・コンパクトとは、世界的に確立された人権、労働、環境、腐敗防止の四分野からなる一〇原則について、企業の





シティプログラム国際事務局にて

経営者に支持を求め、各企業での実現を目指すという国連の活動である。平成一二年に発足したグローバル・コンパクトは、当初、民間企業を参加主体として想定していた。ところが、平成一五年五月にメルボルンが地方政府（自治体）として世界で初めて参加を認められたことにより、自治体のグローバル・コンパクトへの参加の道が拓かれることとなったのである。自治体の参加には大別して二つの意義がある。すなわち、①グローバル・コンパクト一〇原則を自治体それ自体の事業や活動の一部として内面化すること、②自治体を取り巻く

く企業や市民団体など各組織の活動に波及させていくこと、である。このうち、②に関しては、自治体独特の意義であり、いくつかの方法が考えられるが、グローバル・コンパクトには自治体向け事業であるシティ・プログラムへの参加という選択肢が用意されている。

メルボルンでは、昭和六〇年に企業経営者有志により、「企業」「市民」「行政」の三者で構成されるメルボルン委員会が組織されている。同じく持続可能な地域社会づくりに貢献するために前記三者の協働が予定されている「かわさきコンパクト」の作成には、このメルボルン委員会の枠組みが参考となるだろう。

一方、シティ・プログラムは、メルボルンの主導によりグローバル・コンパクトの一要素として用意された、グローバル・コンパクトへの自治体参加の枠組みである。これは、各都市が抱える問題を、他都市の事例を参考にしつつさまざまな主体の協力により解決に導くことを目的とする、グローバル・コンパクトの理念を踏まえた取り組みである。また、グローバル・コンパクト参加都市間の情報共有による問題解決の迅速化も目指している。

「かわさきコンパクト」作成に向けて

本研究の報告書には「かわさきコンパクト」作成に向けて一〇の提言を行っている。ここではその一部を紹介したい。

○シティ・プログラムへの参加

現在、グローバル・コンパクト参加都市の多くがシティ・プログラムにも参加して

おり、その規模は徐々に拡大している。前述のとおり、シティ・プログラムの要諦は成功事例の共有による問題解決と、これに伴う国際貢献にある。こうした意味で本市の「かわさきコンパクト」作成にあたっては、メルボルンの活動を大いに参考にすべきであり、同時に「かわさきコンパクト」及び川崎市の存在を広く諸外国に周知させるためにも、シティ・プログラム参加について検討すべきである。当然、こうした取り組みには相応の体制の整備が求められる。このことについても併せて検討する必要がある。

○市民団体の参加促進

各分野の専門家により昨年度組織された「かわさきコンパクト検討委員会」において、広範な「かわさきコンパクト」の枠組みにおける取り組みの第一歩として、事業者向けの「ビジネス九原則」が提案された。これは、企業の協力が得られやすくなるという点において現実的な案であるといえる。メルボルン委員会も当初は企業主導で設立されており、同案はこうした事情に示唆を受けてのものであるのかもしれない。

しかし同案は、この段階では「かわさきコンパクト」を構成すべき「企業」「市民」「行政」の三者のうち「市民」の存在を欠いている。「かわさきコンパクト」は三者の協働により都市の問題解決を図ることが主眼であるため、今後なるべく早期に市民団体の参加に向けた第二段階の取り組みを促進すべきである。

また、メルボルン委員会での調査からも、各団体の参加の際は、経営者ないし幹部の参加が望ましいことを強調したい。

おわりに

川崎市基本構想は、まちづくりの基本目標を『誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき』をめざして』と掲げている。本市が近い将来、「かわさきコンパクト」を活発に機能させることにより、協働と協調を基調として川崎の持つ特長と潜在能力を活かしつつ、愛着と誇りを共有できる持続可能な都市となり、もって基本目標の達成に向けて大きく前進することを期待している。また、その際に本研究の成果が少しでも役に立てば幸いである。



メルボルンの交通の要フリンダース駅

多摩川がもっと近くなる 多摩川に関する総合的施策推進に向けた七つの提言

港湾局事業計画課

山本一滋

1 はじめに

川崎市では、新総合計画における重点戦略プランの一つである、多摩川の魅力を活かす総合的な取り組みを進めるために、平成一七年度より環境局内に「多摩川施策推進担当」を新設し、初めてとなる全体計画「多摩川プラン」の策定作業をスタートさせた。多摩川は、これまで川崎のまちの歴史を形作ってきた貴重な地域資源であり、近年、一〇〇万匹以上の鮎が遡上するなど、環境再生のシンボリックな存在といえる。本研究では、そんな多摩川と人との距離の変遷に着目しながら、今後の施策展開に向け

た七つの提言を行った。

2 多摩川の姿

川崎の地名の由来が、多摩川の先に位置するという自然地名によるものとされるよ

うに、多摩川は川崎のまちと深いかわりがある。特に、古くから暮らしとの関わりは密接であり、暴れ川として恐れられながらも、江戸時代には、鵜飼による鮎漁や料亭舟遊び等が盛んになるなど、多摩川と人の距離は最も近づいていた。

明治にはいると、生活河川から産業河川へとその役割を変えたことで、次第に人々は川から離れていくことになる。戦後、高度経済成長期の影響を受け、水質が最も悪化したことから、その距離は最も遠いものとなった。一九八〇年代にはいると、全国的な環境問題に対する関心の高まりから、下水道整備等の様々な浄化対策や熱心な市民運動により、徐々に水質は浄化され、近年、バーベキューや釣りをする人など、川には人の賑わいが戻りつつある。都市の中にある多摩川の自然環境が、貴重な存在として見直されてきているが、一方で、利用者によるゴミの放置問題などモラルの低下が新たな問題となっており、生活河川であった江戸時代に比べれば、まだまだその距離は遠いといえるだろう。

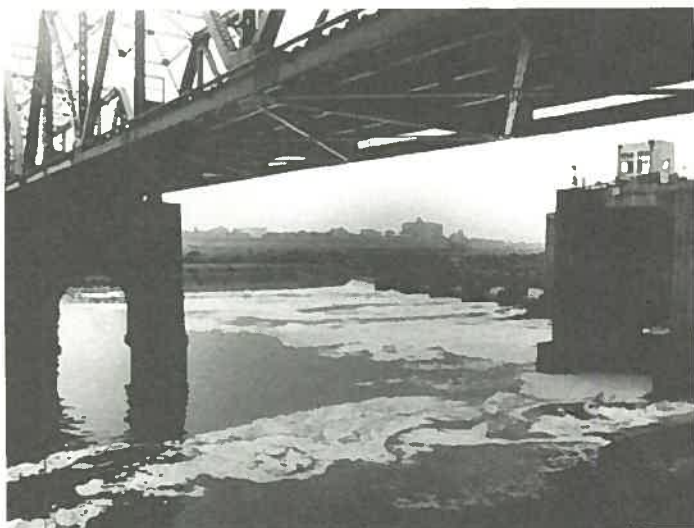
多摩川がもっと近くなる

～多摩川に関する総合的施策推進に向けた七つの提言～

平成一七年度政策課題研究_報告書



調布取水堰で遊ぶ子どもたち（1955年） 撮影：小串嘉男氏（幸区古市場在住）



多摩川丸子橋付近の洗剤の泡（1971年）

3 現地調査

美しい多摩川を未来に残していくためには、流域全体を考えていかなければならない。多摩川源流のある山梨県小菅村では、二〇〇〇年四月に、多摩川源流研究所（中村文明所長）を設立し、多摩川の源流にこだわった村づくりが進められている。特に、体験交流事業である「源流体験教室」には、毎年、川崎市内の水辺の楽校などからも参加し、高い評価を得ている。村長からは、「小菅村は、過疎化や合併問題などが進んでおり、海を見たことのない子どもたちがたくさんいるので、ぜひ多摩川の源流と河口という他にはない特別な関係を生かして、川崎市との地域交流を行いたい」とのお話があり、傷つき汚れた川を見慣れた都会の子供たちにとって、源流を肌で体験できることは、身近な川への関心を抱くきっかけとなり、市内の河川や湧水、里山などの流域に加え、源流や対岸を含めた広い流域へと視野を広げるきっかけになる。

次に、河川空間の効果的な活用事例を求めて、栃木・茨城両県にまたがる、利根川の支川である鬼怒川・小貝川へ調査に赴いた。ここでは、特に印象に残った真岡市自然教育センターの取り組みを述べる。センターでは、「川にはあらゆる教材がある」との前市長の実行力のもとに、二〇年以上も前から、義務教育に河川空間の活用が組み込まれた先進的な活動が展開されている。市内全ての小中学校のうち小学校三年生以上全員が、毎年二泊三日から四泊五日で、地域ボランティアの支援のもと、鬼怒川を体感しながら、ふるさとの歴史と文化を学んでいる。現在、川崎市では、同じよ

うな取り組みとして水辺の楽校二校が活動中であるが、まだまだ子どもたちが多摩川と触れ合える機会は少ない。汚染の広がる前は、子どもたちの最高の遊び場であった多摩川の存在価値を見直し、教育課程の中に活用することで、地域の歴史や文化を学ぶだけでなく、豊かな人間性が育まれるものと思われる。

4 七つの提言

文献・現地調査の結果をふまえ、多摩川と人の距離を近づけるために▽市民協働による川づくり▽流域を意識した取り組み▽拠点を活かした取り組み—をあげ、このポイントに基づく七つの提言を述べていく。

(1) 提言1 多摩川の顔づくり

東京から川崎への玄関口である多摩川は、川崎市における「都市の顔」「イメージの象徴」といえる。車窓から目に付きやすく、駅からのアクセスも良い幸区船着場や二子橋付近の河川敷を「都市の顔」として新たに位置付け、市民協働による花づくりを行うことで、イメージの向上が図られ、効果的なシティセールスにつながるものと思われる。

(2) 提言2 イベントでゴミ拾いをしよう！

大都会を流れる多摩川は、常に多くの人的影響を受けている。全国各地で実施されている、行政イベント参加とあわせたゴミ拾いと同様な取り組みを多摩川で数多く実施することで、きれいな河川敷を未来に残す一助となり、利用者のマナー向上にも

つながる。

(3) 提言3 流域マップで市域をつなぐ

多摩川流域では、森や里山、川、海、まちなど様々な分野で市民が活発に活動しているが、流域としてのネットワーク意識は弱い。水循環など流域の保全に関わる施策や市民の活動を効果的に結びつけるツールとして、市域の流域マップを作成することにより情報を共有し、新たなネットワーク型事業展開のきっかけとすることで、流域思考の醸成が期待される。

(4) 提言4 源流に行こう！

源流と河口という特別な位置関係を活かして、それぞれの情報発信や交流学習会を行っていくことを提案する。豊かな源流の資源にふれることで多摩川との距離が近づくだけでなく、流域全体で川を良くしていくという動きや、地域の活性化に発展する可能性がある。

(5) 提言5 幸区船着場

二〇〇四年、国により河川占用の弾力化が示され、他都市の河川において、オープンカフェなど商業利用が試験的に行われている。川崎駅西口の開発も進んでおり、市街地と水際線の距離が最も近い幸区船着場にオープンカフェを設置することで、多摩川に新たな賑わいが創出され、市民の関心を多摩川に向けられることができると思われる。

(6) 提言6 等々力

川を介した交流を図るためには、拠点を生かした取り組みが必要である。拠点となる施設の少ない多摩川ではあるが、市

域の中間に立地する等々力緑地内にある、市民ミュージアムを活かすことはできないだろうか。現在、市内の小学四年生が定期的にミュージアムを見学しており、この見学の一部に多摩川をフィールドにしている市民活動団体等との交流の場を設け、また、ギャラリースペースを使って多摩川に関する展示会を開催することで、新たな多摩川の文化・芸術の拠点となっていくものと思われる。

(7) 提言7 ニヶ領せせらぎ館

擬似体験の多い子どもたちにとって、身近な多摩川での自然体験は貴重な体験といえる。しかし、親自身も自然体験の少ない世代となっており、地域の中で「環境教育」や「体験学習」、「遊び」を支えていく必要がある。現在、様々な人材や実績が蓄積されているニヶ領せせらぎ館を活用し、多摩川学習に携わる市民、行政、教育委員会等で検討チームを設け、既存メニューを整理し、目に見える形で学校現場に届けることで、多摩川をテーマに取り組む学校が増え、ふるさとの川という気持ちが育まれるものと思われる。

5 おわりに

研究報告会では、より多くの人に多摩川を身近に感じてもらうため、幸区船着場においてゴミ拾いなどと併せたパネル討論を行い、市民、行政を合わせ七〇名以上の参加があった。これは、多摩川への関心の高さを示した結果であり、今後、ますます多摩川を活かしたまちづくりが進んでいくことに期待したい。

超高齢・分権型社会における自治体の組織体制と人事評価制度 市役所の部署をモデル事例とした能力と実績に基づく人事評価に関する研究

人事委員会事務局調査課

梶 敦志

1 はじめに

本研究では、定型的業務を主とする部署をモデル事例として目標管理型勤務評定制のあり方を研究した。モデル事例の分析による検証であるため、紙面とのバランスを考慮し、個々の分析や細部を省き要訣のみを述べる。

2 研究の目的と方法

現下、官民間問わず、能力・実績主義の人事評価制度の導入が時局である。他方、公務特有の非自律的活動に起因する財源制約や、政策成果の不確実性に伴う測定困難性等により、能力・実績主義の導入は困難といわれる。しかし、人事評価制度の研究は、その性質上、様々な制約から抽象的に留まり、実際の公務の場での実効性が十分に検証されていない。

そこで、具体的に設定した簡便な職場モデルを用いて、定型的業務を主とする部署に目標管理型勤務評定制が有効に機能するかを検証し、その実効性を明らかにする

とともに、どのような整備が必要であるかを研究した。

3 人事評価制度が必要とされる背景

そもそも地方公務員は、成果主義の原則と勤務成績の評定の実施が義務付けられている(注1)。しかし、実際に実施している地方自治体は全体の過半数にも満たない(注2)。この現状からは、法の問題は別として、人事評価制度がなくとも、実態として問題がないように思える。

では、人事評価制度がなくとも不都合が生じないのか。
検証に先立ち、超高齢・分権型社会の自治体を象徴する一般的な職場モデルを示す。平均年齢四三歳以上、職員の七割弱(注3)が係長級以上で、昇進年次の遅れが顕在化している職場である。この職場モデルに人事評価制度を導入せず人事管理を続けた場合、以下の課題の発生が推測される。

①人事評価により「能力」や「業績」を客観的に評価できないため、年功序列的な「配属年数」や「在職年数」による昇任

や異動をせざるをえない。
②「業績」や「能力」の客観的な根拠が示せないため、「昇給」や「勤勉手当」の支給に関して、「年齢」を基準に平等に処遇せざるをえない。

③管理職ポスト数の制約と昇任待ち職員の数から、昇任による処遇は期待しがたい。
④努力しても、業績が任用や給与に基本的な反映されないため、職員のモラルの低下を招き、組織の停滞を招く。

このような状況に対して、人事評価制度を導入することで即応的に期待できることは、次の三点がある。第一に、勤務成績に応じた勤勉手当の支給。第二に、業績に応じた昇給の実施。そして、この二つの効果による組織全体のモラルの上昇である。

勤務成績の給与上の処遇については、否定的見解も存するので詳解する。人事評価制度の効果として「給与上の処遇」が挙げられることには理由がある。管理職が多く、分限処分相当の職員が少ないという現状では、昇任・異動・降任といった任用管理に人事評価の結果を反映させる余地は少なく、現実的ではないからである。任用につ

いては、団塊の世代層退職後に職員構成が変化したときに行うこととなる。

人事評価制度の目的についても詳解する。元来、人事評価制度は、給与上の処遇に差をつけることを目的としたものではない。業績に応じて差がつく仕組みを前提に、職員が「能力をフルに発揮」して、できる限り業績を引き出すことを狙った制度である。

4 能力・実績主義の人事評価制度

人事評価制度が必要であるとして、敢えて労力のかかる目標管理型の人事評価制度(注4)の導入が必要であろうか。確かに、従来型の勤務評定制でも評価は行える。しかし、抽象的な評定要素や基準の不明確さから、納得性が得られにくく、評価者の主観の余地が大きい等の弊害がある。また、被評価者において、何をどのように評価され、どのような改善が求められているかが不明確でもある。ここに目標管理型の人事評価制度の導入の必要性が認められるのである。

それでは、目標管理型の人事評価制度とはいかなる制度か。

そもそも目標管理とは、「目標を「管理」する制度ではなく、目標を「道具」として使い、職員のセルフマネジメント能力の向上を意図した制度である。大まかに言えば、自分で考え行動する能力の育成である。この目標管理は、形骸化しやすいという指摘がある。最大の原因は、目標の設定や随所での面接という面倒で手間のかかる作業である。しかし、この作業は、職員の自主的なコミュニケーションの涵養を企図したも

のである。目標管理における目標の設定や面接は、この目的を達成するために必要な過程を体系化したものである。目標管理を実施するにあたっては、この目的を失念しないことが非常に重要である。

5 人事評価制度の仮想分析

能力・実績主義の人事評価は、完全情報で関係者が公正に振舞う理想的な条件では、適切にその機能を発揮する。しかし、現実には以下の理由により理想的な状態は期待できない。それは、①評価者の認知能力の限界、②能力の潜在性、③評価者の主観の介入、④評価者の悪意、⑤被評価者の錯誤である。そのため、評価にブレが生じ、本来は「努力している」職員に対して「働きの悪い」を与えるはずの評価制度が、逆に弊害を引き起こすリスクを伴ってしまう。かかるリスクを回避し、人事評価本来の目的を達するためには、評価方法の工夫が必要である。

そこで、目標管理になじまないといわれる定型業務を主とする部署をモデルに、具体的な仮想分析を行い、どのような工夫を講ずればよいかを検証した。

まず、一般にいわれる状況を仮想すると評価が一律となる結果を得た。そこで、その原因を推測し、A.処遇への反映を前提に上司が年功序列的に難易度の高い業務を割り振った場合、B.難易度の認定基準を緩和した場合、C.目標をより具体的に設定した場合、D.達成度を厳格に設定した場合、E.能力評価を加点方式とした場合を検証した。

仮想分析の詳細は略すが、分析の結果、

定型業務を主とする公務部門であっても目標管理型勤務評定は有効に作用する可能性があるものの、運用基準や制度設計の工夫が必要であるとの結論を得た。

6 人事評価の整備・工夫

繰り返しになるが、能力・業績主義の人事評価制度は差を付けるために評価を行うものではない。あくまでも、職員の有する能力をフルに活用してできる限り業績を向上させることが狙いである。この視点に従い、工夫の要点として、(1)評価水準の相対分布を前提とした絶対評価、(2)具体的な目標設定、(3)項目絞込み・減点主義の能力評価を提起したい。多面的評価も考えられるが、短期的には効果が期待できるものの、評価者が人気取りに走る危険性から制度の形骸化を招きかねない。

(1) 相対分布を前提とした絶対評価

確かに、完全な絶対評価は個々の職員の業績を評価しやすい。しかし、評価の高止まりや、事務分掌の違いに基づく部署単位での評価の歪みが大きくなるリスクがある。これを回避するために、相対分布を前提とした絶対評価が必要である。また、評価結果を限られた条件の中で給与や任用上の処遇へ反映させるためにも、相対化は避けられない。

(2) 具体的な目標設定

目標設定が抽象的では、難易度の判定及び達成度の評価に評価者の恣意が介在する余地が大きい。定性的な成果指標となる業務であっても、目標設定において具体性が

あれば達成度や難易度の判定を行える。同じ業務であっても業務遂行には一人ひとり異なる課題があり、一律に同じ目標ということは無い。標語としての目標ではなく、目標管理の道具たりうる具体的な目標であることが重要である。なお、業務量の多寡を測定しやすい定型業務では業務量に基づく評価も一つの手法である。

(3) 項目絞込み・減点主義

能力評価については加点が必要であるという見解も根強い。しかし、本来潜在的な能力の評価は前述の①②③のリスクを伴う。目標管理による業績の評価を徹底しても、能力評価により逆転が生じては本末転倒である。そのリスクを回避するためには、予め項目を絞り込んだ上で減点方式を採用する方法を採らざるを得ない。

7 結び

人事評価制度は、5で論じた工夫を行うことで一定の改善を期待できる。

しかし、なお「人が人を評価する」ものである以上、客観性・透明性・納得性という課題、認知能力の限界や能力の潜在性という課題も残る。また、「名選手、名監督にあらず」といわれるように、「一般職における評価が管理職としての能力を保証するものでもない」。

また、人事評価は、「評価」という単語のために、人材育成という重要な機能以外の部分での議論が頻繁になされる。しかし、組織を支えるのは人材であり、人事評価制度はその一手法である。人材育成を念頭に置いた制度運用と整備を行わず、いたずら

に弥縫策を講じていては形骸化してしまふ。

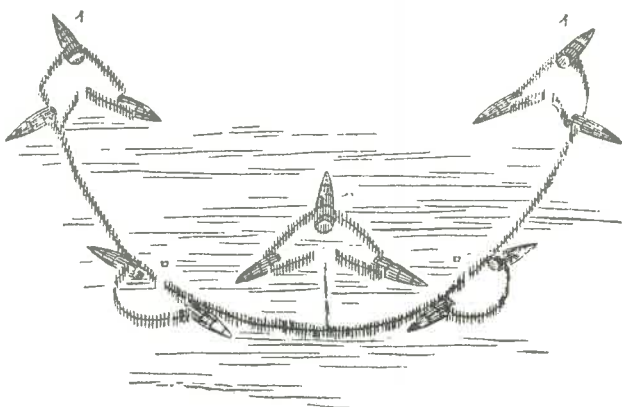
今後、新たな人事評価制度の実績を積み重ね、残る課題の解決と、より実効性の高い制度となることを願い本稿の結びとする。

注1 地方公務員法第四十条第一項

注2 地方行政運営研究会「地方公務員の人事評価システムのあり方に関するアンケート調査」(平成一四年九月)

注3 総務省「平成一七年四月一日地方公務員給与実態調査結果」を参考として作成

注4 本稿では、内容を簡易にするため、目標管理型の人事評価を前提として話を進める。



鰯が浦の寶巻 (『日本水産探捕誌』より)

市民公益活動に対する有効な支援について 自治体への提案

「まず俺たちがやってみようぜ」。テーマを決め、どのように研究を進めていくかを議論していたとき、メンバーの一人が提案した。

株式会社三菱総合研究所（以下、三菱総研）での研修には、OJTに加え「自治体等研修生自主研究」というメニューがある。これは、三菱総研が受け入れている研修生が数名ずつチームを組み、テーマ設定から調査・研究の実施、報告書のとりまとめや発表までを、研修の前半にあたる四月から九月までの半年間で行うものである。本稿は、私を含め五人のメンバーで執筆した百数十ページに及ぶ報告書を要約（注）したものである。紙面の都合上、研究の全てを伝えられないのは残念だが、今後の政策立案の一助になれば幸いである。

さて、冒頭の台詞だが、本報告書はこれを受けてメンバーが実際に活動に参加して、経験し、活動者と触れ合うことで感じた内容をもとに考察をしている。

1 研究の背景

高齢者介護や児童福祉などこれまで私的

領域が担ってきたことや、地球温暖化などの環境問題といった新しい公共需要が発生しており、公共領域が拡大している。また、市民ニーズの高度化・多様化により、公共サービスの質の向上も求められている。しかし、自治体の財政状況は非常に厳しいため限界がある。その一方で、市民公益活動団体（以下、活動団体）は増加傾向にある。そこで、新しい公共領域を担う主体として活動団体が注目を浴びている。活動団体には地域の身近な暮らしに必要な公共需要に対し、地域の実情に応じたきめの細かいサービスの提供が期待されている。

2 現状と課題

活動団体が困っていることは「新規の会員を集めることが難しい」など、人材不足に関することが多い。また、自治体に求める支援は「活動に対する資金援助」が最も多い。

活動者の増加は、自治体以外にも中間支援団体や活動団体自身が行うことも考えられるが、活動のメリットを理解していない人や、活動は敷居が高いと感じている人に

川崎区役所総務企画課

大橋貴司

は、意識改革を含めた長期的な戦略を要する。自治体は長期的な活動を担う安定性があるうえ、様々な場面で市民と接触する機会も多い。広報紙、テレビ、ホームページなど既に複数の情報伝達手段をもっていることも有効である。

資金援助については、自治体が補助金や委託金を拡大することは難しい。また、自治体からの委託業務は活動の実績や規模に根拠がなければ難しく、特定の団体に偏ることがある。補助金は条件が厳しいうえ、使途が限定されるため、活動団体の柔軟性を発揮することが難しい。そこで、活動団体が使いやすく、効率的な資金の援助方法を検討する必要がある。

3 参加者の増加に有効な支援

現在は参加していないが今後は参加したいという潜在的参加者（以下、潜在的参加者）は、実際に参加している人の五倍いる。この潜在的参加者に実際に参加してもらうことが効果的である。

潜在的参加者が、参加意欲があるにもかかわらず、実際に参加しない障壁は「活動

への敷居の高さを感じている」「ボランティア活動の優先順位が低い」「どんな活動をしたらいいかわからない」の三つが挙げられ、それぞれ、取り除くためには「活動団体や活動内容が身近であることを伝える」「活動の魅力や必要性を伝える」「活躍の場や活動メニューが多岐に渡ること伝える」「ことが有効である。これらの情報を伝える際に求められる要素は「活動者本人から直接伝える」「活動者と潜在的参加者が対話できる」「雰囲気や伝えられる」の三つが挙げられる。第三者を介して伝わる情報は過不足が生じる可能性があるため、活動者が直接伝達することが望ましい。また、情報の受信者が十分な情報を得るためには、対話状態を作り、満足するまで情報にアクセスできることが必要である。楽しさなどの感覚的な情報は相手の表情や呼吸、熱意なども大きく関係してくるため、時間と空間を共有し、雰囲気や伝える必要がある。

以上のような要素を含む情報伝達の手段としてワークショップが挙げられる。ワークショップはあるテーマに基づいて「疑似体験」を行うため、有効な手段であると考えられる。参加者自身が主体となる体験の場であり、参加者同士の相互作用が特徴である。

市民と自治体が協働でワークショップを行う際の注意点は、北海道のイベント組織にインタビューしたところ、参加者が自分たちのイベントであると感じるようにすることであった。また、広島県のNGO団体にインタビューしたところ、自治体は黒字に徹するべきとの意見をいただいた。

4 資金の有効な支援

活動団体は、財政の不安定化、自由に使用できる財源不足のための自主的活動の制限などの問題を抱えている。収入の額を増やすとともに、収入源を広げることが必要である。しかし、自治体は財政問題が深刻化しており、資金支援を増やすことができない。また、補助金は既得権益化することも多く、活動団体の適正な自立を妨げる。そのため、他の収入源を確保する必要がある。欧米諸国では活動団体への寄付金が多い。日本では寄付金額、頻度とも減少傾向にあるが、寄付に対する意識は低くない。また、阪神・淡路大震災の際の義捐金は一七〇〇億円に達しており、市民や企業が必要性や公益性を理解すれば、寄付が増える素地はある。しかし、活動の必要性、公益性、そして活動団体自体が十分に理解されていない。一方、自治体の強みは「信用」である。そして、活動団体が自治体に期待していることは信用の供与である。既出のイベント組織へのインタビューでは、自治体にイベントに公共性があると認めてもらうことで対外的交渉がしやすくなったとの証言があった。また、沖縄県のNPOは自治体から表彰を受けたり、マスメディアに取り上げられたりすることで寄付が増えたとのことである。

そこで、自治体が活動団体に信用を供与することによって、資金提供を増加させることができる。自治体が行うべき今後の信用供与は「活動の中身に信用を供与する評価制度」などが挙げられる。客観的要件だけでなく、活動団体や活動内容といった中身の評価制度が必要である。また、活動団体と自治体が協働することにより、自治体

の信用で参加者を増やし、活動団体を知ってもらう機会を作ることができる。

5 提案

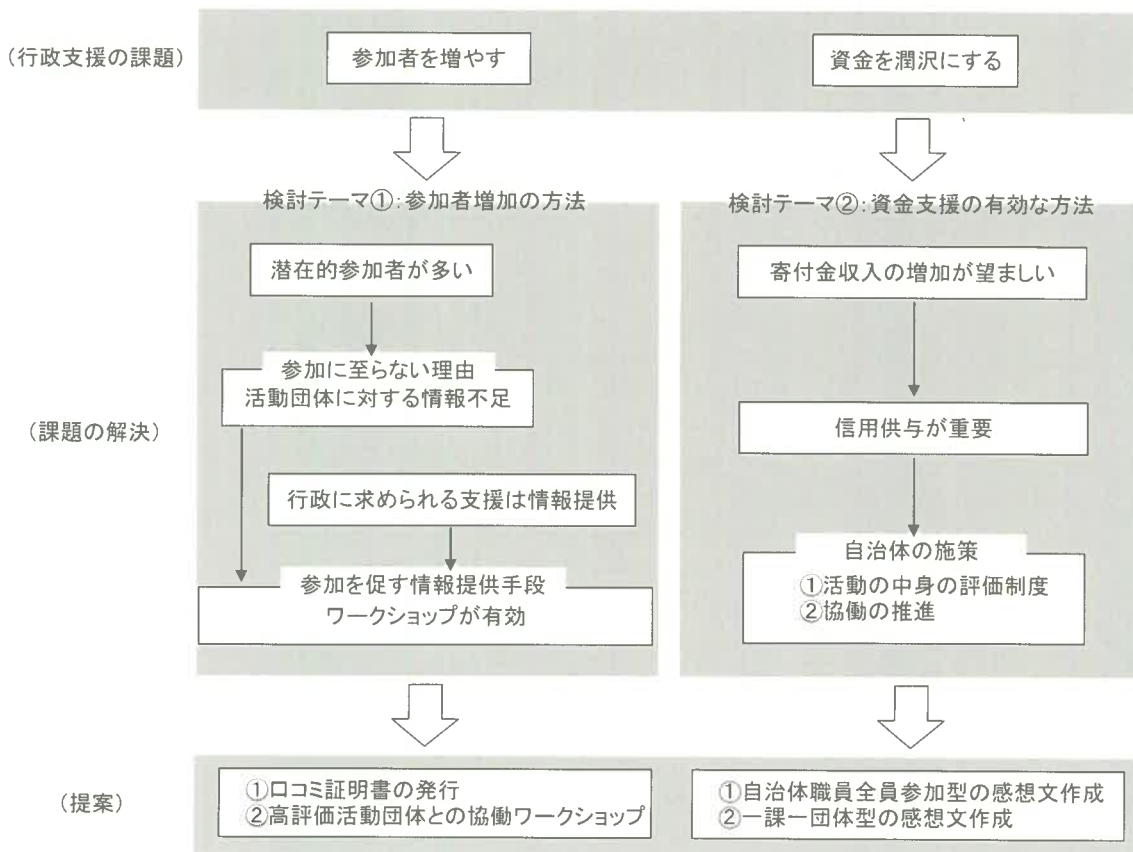
参加を促す情報を伝える施策として「口コミ証明書の発行」と「高評価団体との協働ワークショップ」を、信用を供与する施策として「自治体職員全員参加型の感想文作成」と「一課一団体型の感想文作成」を提案する。

その中から「自治体職員全員参加型の感想文作成」を簡単に紹介する。自治体職員が活動に参加し、感想文を作成する。自治体職員が作成した感想文は、社会的にも一定の信用を得られる。感想文はどう思ったかなど職員の主観が入っていた方が好ましい。主観の入っている感想文を紹介することにより、実績報告書や収支計算書といった客観的データでは見ることができない活動団体の特徴や魅力が見えてくる。そのため、数値化した評価ではなく、感想文をそのまま公表する。

6 あとがき

本研究の根底にある考えは「まず自治体職員が行動しよう」である。冒頭で述べたとおり、本研究中にメンバーが実際に活動に参加した。また、本報告書で提案した四つの施策は、いずれも自治体職員が活動に参加することや協働を前提にしている。本市でも平成一八年四月一日に川崎市区民会議条例が施行され、地域の課題を地域で解決する取り組みを実施している。しかし、市民と自治体が信頼関係を構築し、押し付けではなく、市民が主体的に地域形成に関わるように促すためには、まず自治体が果

本研究における課題解決と提案



たすべき役割を全うしなければならぬのではないだろうか。そのため、これからの自治体職員には、地方自治のプロとしての意識と、地域をよりよくする積極性と行動

力がよりいっそう求められる。

注 本研究にご関心のある方は執筆者までご連絡いただければ幸いです。

現場の目

市民との「協働」の現場から ～三年を経た市民館の「市民自主学級・市民自主企画事業」は、今

中原市民館社会教育振興係長

豊岡裕一郎

●今や、主要事業として

教育委員会の社会教育機関である各区市民館（川崎区は半世紀以上（昭和二十四年）平成（一四年）続いた「成人学校」等社会教育事業により、最も市民からの認知度が高かったと思われる。しかし、現在は事業内容を大幅に改変しており、そのひとつの大きな柱の事業として市民との「協働」により創りあげる「市民自主学級」「市民自主企画事業」を三年前から展開してきた。もちろん、学習の機会を得にくい人、社会参加しにくい人を学習の側面から支援する「識字学習活動」「障がい者社会参加活動（青年教室）」などや、現代的諸課題を地域性や市民自治と絡めて学習していく「平和・人権学習」「男女平等推進学習」「家庭・地域教育学習」などをはじめ、その他事業も幅広く実施していることは言うまでもない。

●その特色としくみ

さて、この「市民自主学級」「市民自主

市民自主学級・市民自主企画事業の流れ 学びを選ぶ時代から、参画する時代へ！！

みんなの生活に根ざした
こんな学びの場があったら…
わたし（個人）・わたしたち（市民グループや市民たち）のアイデア

市民企画案

グループ提案
仲間たちと…

個人提案
一人で…

館提案

受付【2月1日（火）～18日（金）随時、市民館窓口にて】
【市民グループに必要な添付書類】・グループ規約・会員名簿・前年度活動報告書・前年度決算書・今年度予算書

グループ
が提案

個人が
提案

館が提案

企画提案会【2月25日（土）視聴覚室（3F）

午後1時～3時●企画提案会委員と共に実施について検討します

説明会・交流会

4月22日・午前・視聴覚室

グループの手に
よる企画運営

企画運営委員を
公募する
（5人以上）

企画運営委員を
公募する
（5人以上）

個人を含む
公募の市民による
企画運営委員会

公募の市民による
企画運営委員会

公募の市民による
企画運営委員会

中間交流会

9月9日（土）10:00～視聴覚室

市民館と
協働で企画
内容を検討

市民館と
協働で企画
内容を検討

市民館と
協働で企画
内容を検討

川崎市と委託契約＜見積書（詳細）・事業計画書・名簿・請書＞

会場
原則として、中原区内の公共性のある場所。中原市民館利用の場合は主催事業として経費はかかりません。

市民館と協働
で学習・事業
プログラム
作成

運営
市民グループや企画運営委員が主体となって運営します。市民館職員は必要に応じて支援します。

開催時期
18年度内での適切な時期での実施となります。早めの会場予約を心がけましょう。

学級・事業など 実施

経費
準備や運営に必要となる経費は、市から補助金として提供されます。

委託事業完了＜実績報告書・事業報告書・委託業務完了届＞

報告会 3月3日（土）13:00～視聴覚室（予定）

学級・事業など完了

企画事業」は、実施要領に「地域や社会の課題などの解決に向けた市民の学習の場づくりを、市民と行政が協働して行う」という点でもユニークなものである。また、そのあらゆる段階で民主的な話し合いによる意思決定により企画運営されていくことが最大の特色となっている。

例えば、定年退職を間近に控えた一人の市民が、「これから地域生活において何を

に賛同する五人以上の企画運営委員をさらに公募により募ることになる。そして企画提案者自身も企画運営委員の一人として他委員及び職員と一緒に話し合い、学習内容を固め、改めて参加者を募り、企画運営委員会が中心となり学級を運営していく。学級終了後は、志を同じくする仲間と共にグループを結成し地域活動に移ったり、次の段階の学習を計画したり、あるいは個人として様々な活動を開始したりする。市民館は、講師謝礼などを含む必要な経費を提供し、職員は常に市民に寄り添い助言などを通じ、地域課題と結びつけたり、関連他団体や行政機関と連携できるようにするなど、より公共性を高めつつ、生活に根ざした学習、幅を広げた学習となるよう努めていく。

このように、柔軟な市民の発想を最大限生かし、育て、あらゆる段階で話し合いを重ね、市民とともに働き合い育ち合いながら



平成17年度中原市民館市民自主学級「体験を通して環境を学ぶ」のようす

創り上げていくものとしてこの事業はある。

●「協働」の現実とはこの三年の経験から

初めから「協働」を謳う、この「市民自主学級・自主企画事業」の展開において、市民館は個人、生涯学習グループ、NPO法人などを含む多様な市民活動グループ・団体などと直接向き合うこととなった。特に、市民活動グループ・団体がこの事業に着目し参画してきたことは新たな流れと言えるものであった。彼らは学習を通じ、よ

り時代の先駆性をめざし、地域の人々を巻き込み活動の活性化をはかる傾向を有すなど、学習のノウハウに習熟していることが多い。

一見すると協働の必要は少なそうである。しかしグループ独自の手法は内部研修的であったり、客観性を欠いていた、必ずしも開かれたものとなっていない場合も多い。グループの抱える課題を社会の普遍的な課題へと一般化し、次に達成したい意図を学習課題へと咀嚼し、誰もが参加でき学習効果が得られるようにする必要がある。また、できるだけ多様な講師の選定に努め、他グループ・団体・行政機関などとの連携・協働をはかり、社会教育事業に相応しい公共性を保ち、

地域に広がりを持たせていくことも必要だ。こういった点でこの事業を、ただグループへの助成金の一種と見なしたり、単に賛同者を募る機会と捉えるような市民活動グループ等とは多少とも軋轢が生じがちであった。しかしながら、現にまちづくりなどに取り組んでいるグループと、地域課題、現代的課題を共通認識していくことは市民館職員にとり新鮮な体験であり、学ぶことも多かった。幅広く地域のキーパーソンと知り合うきっかけともなった。つまり、市民活動グループ等の方々には開かれた活動へ向い公共性を意識することの大切さ、職

員にとっては、よりこまやかに地域生活者の視点でものを見る目が与えられる契機となり、社会教育事業全体の活性化ができてきた。

また、個人提案の場合は、しっかりと主題が固まっていけない場合が多く、提案に至った趣旨をどこまで生かしているかが課題となつていく。社会教育職員としてのスキルが問われることになり、苦勞も反省も多かった。われわれ自身もさらに資質を向上させることが求められよう。

このように協働の実態は、一つずつ積み上げていくことが求められる手間暇かかるものである。企画運営会議にしても市民の生活時間帯に合わせて行い、意識レベルの違う個人の意見を調整しなければならぬ。その上で、一般市民に向けた「学級」という学習の場がようやくできていく。

特にこの事業の基調として市民館は、地域コミュニティの一員の自覚を持ち、参画していく市民の育成を心がけている。「その成果が、まちづくりや福祉、学校教育支援などの取り組みにつながっていくような社会教育施策」（かわさき教育プラン「市民の学びを支援する」）をめざすものである。ひいては「参加と協働による市民自治のまちづくり」（川崎市新総合計画）を担い得る、新たな市民層の創出に寄与できるのではと考えている。その意味で、いくつかの市民自主学級などのなかで、学び合い考え合う市民同士の関係性から、活発に議論し合う新たなタイプの学びの場ができてきているのは、最も大きな成果といえるのではないかと考える。

●おわりに

現在、市民局を中心として「協働のルールづくり」が、学識経験者、市民代表を交え、検討せられていくことは本格的な市民自治社会実現に向け貴重な一歩として、期待できるものである。われわれ社会教育の現場においても、マニュアル化になじまない「協働」のありかたについて三年目の検証を行ない、「職員向け実践事例集」の作成や「協働のありかたについて」の議論をまとめた。また、全市版とは異なつた、より実践的な「協働のルール」づくりができないかと検討し始めている所でもある。

ただ、これまでの僅かの経験から言えば、「協働」と「連携」は人的要素が大きく、実際に飛び込んでいかないと分らないところがある。一般論としての「良い協働」「悪い協働」という言い方もあり、「良い協働」に向け精度を高めていかなければならないが、特に社会教育の分野では、単なる成果主義のみでは割りきれない部分が残ると思われる。例えばそれは、地域の人々に与える影響であったり、団体・グループ・個人などの市民の成長であったりする。継続的な積み重ねの中で答えを出していかなければならない問題だろう。

— 投稿をお待ちします —

本誌は職員の皆さんが自由に意見を發表し、討論するひろばです。口頭の自主研究の發表の場として、投稿をお待ちしています（執筆は個人・グループのいずれでも構いません）。

応募される方は、事前に研究の概要をA4判紙二枚以内にまとめて政策部担当までお送りください。

市民の目1

「のぼりとにアートがやってきた！
アートがつかないだ登戸のまちとひと」
のぼりとまちなかアートプロジェクト第二弾「たまかんさよならパーティ」を終えて

のぼりとゆうえん隊

○「たまかん」を埋めた人々の笑顔

「のぼりとに、来たよ」上半身裸、下はステテコの男性と、頭に揺れるちようちよの飾りをつけ、バレエのドレスを着た女性が、歌い、踊る（写真1）。舞踏グループ妄人文明（わんにんぶんめい注1）のパフォーマンスに合わせ、多摩福祉館のホール



写真1

に居合わせた観客たちも踊り出す。「たまかんさよならパーティ」最終日、「のぼりとに、のぼりと」と歌う笑顔の輪の中で、登戸というまちの面白さと可能性、そしてまちの人々とのつながりを感じていた。
登戸で三五年余り利用され、今年三月末で閉館した多摩福祉館（通称たまかん）。区画整理事業の進行に伴って解体されるこの建物を使って、私たち「のぼりとゆうえん隊」は、のぼりとまちなかアートプロジェクト第一弾「たまかんさよならパーティ」を多摩区役所と共催した。昨年（平成一七年）四月から多摩区役所・岡本太郎美術館と三者で進めてきた話し合いでの私たちの提案と、相互のやりとりが実を結んだ結果だった。

○のぼりとゆうえん隊とは

のぼりとゆうえん隊（以下、ゆうえん隊）は、三年前、登戸・向ヶ丘遊園地域の商業活性化を大きな目的として結成された（注2）。しかし、活動を進める過程で、この地域の活性化には、商業者や消費者、行政といった垣根を超え、まちの中でコミュニ

ケーションが活発に行われる必要があるという認識が生まれてきた。そうしたコミュニケーションが生まれるきっかけをつくり、自分たちのまちを自分たちで楽しくしたい、そんな思いで活動を続けている。

○アートプロジェクトを媒介にまちの人々をつなぐ

では、なぜ「アートプロジェクト」だったのか。私たちは、昨年度三回にわたって岡本太郎美術館と共催した「まちなかアートプロジェクトセミナー」を通して、他の地域の取り組みなどを学んだ。そして、絵画や彫刻を単にまちなかに設置することではなく、アートがまちに出ることをきっかけに、人々が出会い、コミュニケーションを始め、そこからつながりが生まれていくという「プロセス」、それ自体が「アート」になりうるものが共通認識となっていた。このコンセプトは、これまでゆうえん隊が目指してきたことや、これからの展望と一致するところが非常に大きかった。

まちなかアートプロジェクトを成功させるには、その過程で、まちに関わるさまざまな人々と交渉し、協力を得たり、多くの人に関わってもらえるよう広報したりする主体が不可欠だ。つまり、人々とまち、そしてアートをつなぐ「のりしろ」の存在が必要となる。この「のりしろ」になることがゆうえん隊の役割ではないかということが見えてきた。このセミナーで、さらに「登戸でまちなかアートプロジェクトを！」という思いが高まり、それが「たまかん」とつながった。

会場の多摩福祉館は、保育園・知的障害

者施設・児童館の複合施設で、地域との関わりも深い。私たちは、役目を終えたたまかんへの「さよならパーティ」というテーマでアートプロジェクトを行うこととし、（1）生まれ変わりつつある街に新たなイメージの種を蒔く、（2）地域の活動の交流や連携を通して人々のつながりを築く、（3）地域や商店街に親しむきっかけをつくり育む、ということを重ねていった。このため、参加した一組のアーティストだけではなく、地域の市民団体や大学にも参加を募り、町会や地元企業等へ協賛依頼をし、地元商店街にはアート作品そのものに参加していただくなど、地域を巻き込むかたちで準備を進めた。

○さまざまなものを「つなぐ」アートプロジェクト

こうして、四月二十九日から五月一日のうちの一日間、「たまかんさよならパーティ」は多くの人たちの協力のもとに開催され、延べ二〇〇人以上の人々を集めた。たまかん内は、建物の枠組みはそのまま残しつつも、壁や床、園庭も含めアートの自由に使ってもらった（注3）（写真2・3）。さまざまな参加型のワークショップには、幅広い世代の参加があり、みな予想以上に楽しんでいるようだった。そこでできた作品が日々増えては壁を飾ったり、また展示自体も刻々と変化していき、「進化する展示」とでも呼べるようになった。来場者はいつのまにかこの空間に巻き込まれ、踊ったり、土遊びしたりなど目には見えないことに夢中になっていた。

メイン企画のかえつこバザール(注4)は、自宅からいらぬおもちゃを持ってきてそれをポイントに交換、貯まったポイントで他のおもちゃととりかえつこできるというもの。このポイントは、市民団体が出展する企画に参加しても貯められることとし



写真3



写真2

た。これを媒介に、市民団体のブースには多くの子どもたちが集まった。また、ポイントでおもちゃを落札する「かえつこオークション」は、子どもたちの熱気であふれた(写真4)。

また、商店の店頭や区画整理事務所が管理する空き地、区役所などを使って展開した「登戸」の計画(注5)(写真5)は、作品の設置許可を得ていく交渉の過程自体が、まさにアートを媒介に人々がコミュニケーションをとるプロセスだった。まちなかにあふれた「〇〇中」の文字は、たまかんの枠を越えて登戸のまちも大いに盛り上げた。

最終日には、保育園を再現する「復刻版・ほいくえん」も行われ、保育士さんたちが歌などを披露し、子どもも卒園したおとなたちでにぎわった。そして、冒頭にも



写真4

書いた妄人文明によるパフォーマンスでは、老若男女が一緒に彼らのステージを見て、最後にはみな入り乱れて「登戸行進曲」を踊った。初日のパレードで即興的に創られたこの曲は、たまかんの期間中波紋のように広がっていき、最後にこの場所でクライマックスを迎えた。まさに、アートがさまざまな人々をボーダーを超えて結びつける力を持っていることを感じた瞬間だった。

○たまかんが残してくれたもの

さて、こうしたたまかんの経験が、私たちゆうえん隊や、登戸のまちに何をもたらしたのだろうか。

終わってみれば、子どもたちも含めた地元住民の人たち、商店主、市民団体、学生、



写真5

区役所職員など、たまかんをきっかけに出会えたり、お互いの距離が縮まった人たちの顔が目につく。たまかんでは、普段はアートの縁遠い人も、いつのまにか引き込まれ、最後にはものすごく楽しんで帰っていった。そうした「楽しい」時間を共有することで、普段とは違う関係が生まれた。そのようにして、まちの人たちをつなぐ役割を果たせたことは、大きな成果だった。また、こうした企画を区役所と共催するということも含め、粘り強く交渉したり、丁寧に説明することで、できないと思われていたことが実現できたことは、大きな自信となった。このような経験とそこで得られた関係は、私たちが今後まちの中でさまざまな活動の展開を試みる際に良い基盤となるだろう。

○新たなコミュニケーションへ向けて

いずれにしても、このアートプロジェクトの開催期間中のできごとだけが成果ではない。今回の招聘アーティストの藤浩志さんは、「すべてはプロセスが大事」だと言う。これだけのものを実現するために、どれだけの人が顔をつきあわせ、お互いの意見を出し合い、コミュニケーションできたか。そして、そこから生まれたものを媒介としてまた新たな出会いがあり、その関係が日常へと続いていくこと。それらすべてを含めたものが、「まちなかアートプロジェクト」といえるだろう。今はまだ、たま

かんという一つのアートプロジェクトが、多くの方々の協力のもとに終えられたにすぎない。しかし、この時に起こったことが、自分たちの予想以上のものだったことを糧に、次の「のぼりとまちなかアートプロジェクト第二弾」へ、そして新たなコミュニケーションを作り出すために踏み出していきたいと思っている。

(長谷山明子…のぼりとゆうえん隊)

注1 たまかんさよならパーティーの参加アーティスト。ミュージシャンとダンサーの編成によるグループで即興により作品を創る。妄人とは馬鹿者、妄想に取り憑かれた人間のこと。馬鹿であることを追求することを大前提に、サーカスのような体感型総合エンターテインメントを創る。

注2 経済局が実施した「登戸地区商業ビジョン基本計画検討委員会」を契機に有志の市民委員が中心となり、二〇〇三年五月に結成。現在は、自発的活動を行う市民グループとして、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地域を中心に、地元生活者の視点から、まちを楽しくする仕掛けを考え、さまざまな活動を展開中。
<http://www.noborito.net/noboritoeventai>

注3 ここではすべてを紹介しきれないので、<http://www.noborito-map.com>およびそのブログを参照。

注4 招聘アーティストの藤浩志さんが発表、展開するワークショップ。持参したおもちゃを査定されもらったポイントで、他のおもちゃと交換できる。子どもが査定スタッフなどを行うなど、参加型であるところが特徴。<http://kakko.exblog.jp>参照。

注5 参加アーティストのgatoの企画。区画整理中の登戸のまちなかに、ボジティブな「○○中」という言葉の看板を地元の商店の店頭、区役所、空き地などに掲示した。

市民の目②

「当事者入門」の難しさ

「第四回市民自治創造・かわさきフォーラム」分科会から

NPO法人療育なつとわく川崎

杉田俊介

私は「第四回市民自治創造・かわさきフォーラム 未来をひらく地域力」語ろう！つなごう！次世代へ！」に、企画段階の途中から、実行委員の一人として、参加させて頂いた。

以下、分科会「当事者入門——バリアにきづくきっかけ」の感想を、いち「当事者」として、私的な眼から書く（というか、後述するが企画の性格上、客観的に当日の様子全体を書くのは無理だ）。

とはいっても、私は月に一回程度の打合せに、しかも仕事の都合で遅刻・欠席がちに参加しただけだし、議論の場で積極的に発言を継続したわけでもない。ほとんど傍観者のようでもあった。とはいえ、数個の意見は述べた——場の空気がまとまりかけた所で不要な異見を述べ、余計な小波を立てただけの気もあるが、ともあれ、立場も年齢も微妙に違う人々が、一つのプロジェクトの実現に向けて多事争論を継続的に交わしていく過程の面白さを、私も体感させてもらったと思う。

人権・バリア分科会は、障害者、男女共同参画、外国人、不安定雇用の四つの軸

で企画された。担当者もその四つにそれぞれ分かれた。

私は「不安定雇用」だった。そもそも杉田は、企画段階で、「障害者」や「子ども」の人権は善良に語られるが、川崎市の市民フォーラムであるにも関わらず、野宿者・ホームレスの現実を論じないのはおかしい、出来ればそれとからめてフリーターなどの若年非正規雇用者の問題をやらせてほしい（暗い地下室かなんかの小さな部屋で構わないから）、と述べていた。その発言の責任もあった。

何度目かの「人権・バリア」部門の打合せの時、別の人の口から、上野千鶴子氏＋中西正司氏の『当事者主権』（岩波新書）の名前が挙がった。こんな本がある、いい本だ、当事者という角度から分科会をひらいてはどうか、と。その時たまたま、私はある出版の企画に関わっていた（諸事情があり、その後、企画は空中分解したが）。その共著の仮題が『当事者入門』だった。

共著予定者には、『不登校は終わらない』『不登校、選んだわけじゃないんだぜ！』などで、不登校について（元）当事者の立場から書いた貴戸理恵さんもいた。貴戸さんは上野千鶴子氏の「弟子」でもあった。その話を述べた。では貴戸さんに分科会のコーディネーターをお願いしてはどうか、となった。後日私は貴戸さんにメールを送った。快く引き受けて下さった。そこからさらに分科会の内容が煮詰められていった。



コーディネーター 貴戸さん

分科会「当事者主権——バリアにきづくきっかけ」のテーマは次のように決まった。

《人権・福祉分野の市民活動は、他分野の活動に触れる機会が少なく、いかに自らの活動が大切であるか強調しがちです。人権問題を考える時「当事者主権」という考え方が、今、注目されています。分科会では、その視点で、「障害者・男女・外国人・不安定雇用」の四つの分野を取り上げ活動紹介を行います。その中から共通項を

見出すワークショップを通して、バリアとは何かを考える。》

当日の流れ。

四〇名ほどの人が会場には集まった。

まず貴戸さんから、「当事者」についての基調講演があった。いま、様々な社会問題の現場で、当事者と呼ばれる人々が自分たちのことを語り始めている。その流れは七〇〜八〇年代からあった。専門家の言葉ではなく、当事者の言葉で語っていくこと。



会場の様子

そして当事者の言葉が社会を変えていくというところ。そして「自分は何の当事者か」を考えることが同時に「他の人は何の当事者なのだろう」という問いにつながっていくこと。その逆に、他の人の当事者性を知ること、同時に自分の当事者性に気づかされるということ。ひとがバリアに（頭ではなく）実感的にきづくきっかけとしての《当事者》とは、そういうものではないでしょうか。

そのあと、障害者、男女、外国人、不安定雇用のそれぞれについて、寸劇+レクチャー（合計五分程度）があった。それをうけて、会場でのグループディスカッション（ワークショップ）が行われた。四つにわけられたグループは、各七〜八人程度で、男女はもちろん、外国籍者、身体障害者、内部機能障害者、視覚障害者などの人々が参加した。そのあと、話し合われた内容を、各グループの代表が、会場全体に向けて、ごく簡潔に紹介した。最後に、貴戸さんの総評があった。

全体の半分近くの時間は、グループに分かれて議論するという形を取った。そのグループは、入場時のクジでランダムに決められた。参加者の多様性はもとより、この仕組みの上でも、分科会の参加者の誰一人として、「当事者入門」で話し合われた内容の全

体を知ることではない。ある意味で参加者は「当事者」たらざるをえなかったわけだ（この断片性は、実行委員のみならず、貴戸さんにも言える）。私がこの「報告」を書く上で、分科会会場当日ばかりかその前後を含めて、「私」から見えたもの、感じたもの、に徹底して拘泥しているのは、そのためでもある。私が参加した七名ほどのグループでは、精神障害者と中国人女性についての話が盛り上がった。男女の問題、若年労働者の問題は、ほとんどでてこなかった。ある若い中国人女性に議論の最後の方ではつきり言った、「フリーターやひきこもりのことは私には理解できない、成人の男性でなぜちゃんと働かないの？」と。正直な気持だろう。

総評の場で述べたのか私的な会話だったのか、今はどうも思い出せないのだけれど、貴戸さんの一つの言葉が、今も私の中に残響している、こういう集まりでは、もちろんそれぞれの立場の人がわかりあってカタルシスを得ることも大切だけど、はつきりとはわからないこと、何か変だな、議論が足りないなという感じ、つまり「もやもや」したものが自分の中にどうしても残ってしまふこと、そしてそのもやもやについてその後考えていくこと、それらも同じく大事なのではないでしょうか……と。

こう考える。当事者といっても、もちろん、いろいろな当事者がいる。障害者、女性、外国人、不安定雇用だけではない。それぞれの立場もそれぞれの主張も違う。あるところでの当事者が、別のところでの当事者と必ずしもうまく関係をつくれるとは限らない。はつきりと対立する場合もある。

また当事者が、自分を「当事者」と理解しているとはいえない。それを拒む場合もおおうにある（フリーターが自分をフリーターと呼ばれることをいやがる、など）。さらにいえば、当事者の中での対立や当事者競争（あなたは本当のひきこもりではない、など）などもある。当たり前のだが、難しいことは山ほどある。善良さやお互い仲良くね、では済まない（当事者学の基本認識の交通整理は、まだまだこれからだろう）。個人の、この私の内臓に残る「もやもや」した思いは「終わらない」。

障害者サポートや若年労働問題にある程度関わってきた自分の経験上、痛感するのだけれど、フォーラムやワークショップ自体は、刹那の「祭り」なのだと思う。祭りには祭りの意味がむろんある。それは積極的にポテンシャルをひらくべきだろう。しかし、参加した人々一人ひとりの人生で考えれば、別の問いもある。つまり、祭りの熱が冷めた時、その場で生じた多事争論（もちろん、共感や同意のみならず、違和や反感をふくむ）ばかりか、言葉にできない違和感や沈黙の意味を、どう自分の中に消化し血肉化しているか、それも同じく肝要なのではないか。

実際「当事者入門」企画には、現在進行形の「続き」がある。分科会のあと、もう少しこのテーマを追いかけようということになり、高津市民館で、一月から連続講座を行うことになった。もちろんコーディネーターは貴戸さんをお願いする予定である。楽しみにしていて下さい。

ラゾーナ開業に思うこと

日本経済新聞社川崎支局長

平片均也

JR川崎駅西口の東芝工場跡地で建設が進められていた大型商業施設「ラゾーナ川崎プラザ」が二〇〇六年九月末、オープンした。店舗面積七万九千平方メートルという首都圏最大級のショッピングセンターは、初日だけで約二万人の来場者を集め、その集客力を見せつけた。

ラゾーナの来場者で目についたのが、乳幼児を連れた若いお母さんたちだ。お洒落な出で立ちで、何組かが連れ立っているためだろうか、東口では見かけた覚えがないほどに、際立っていた。

直径六〇メートルの広場、高い吹き抜け、明るく白い内装——真新しい施設から、自由通路を経て、東口に戻ってくると、どうしても暗さを感じてしまう。顧客の年齢層も比較的高く、ラゾーナに比べると華やかさに欠ける。これまでと変わらない東口のはずなのに、西口との『違い』を強く意識してしまふ。

オープン前の取材では、東口の関係者は「ラゾーナの広域集客による商圏拡大と、その波及効果に期待したい」と口を揃えた。つまりは、ラゾーナが川崎に集める新たな顧客たちに、東口を『発見』してもらおう、

との考えだ。それ故、次に口の端に上るのが「東西の回遊性の確保」となる。

ただ、二八七店舗が入居する巨大S.Cは、施設内をひとまわりするだけで、青息吐息となる大きさ。しかも、家電量販店からホームセンター、映画館やレストランまであらゆるジャンルの消費メニューが揃えられている。西口をめざして訪れた消費者を、東口へ向かわせるには、相当の動機づけが必要だろう。

「なんだかんだ言っても、東口の背後にはオフィス街が控えている」「購買力のある富裕層は歴史のある川崎区に多い」。東口の関係者からは、ラゾーナを警戒する半面、こんな声も聞かれた。

消費者の保守的な行動様式とあわせて考えると、ラゾーナにある程度、顧客を奪われたとしても、東口はこれまで通り、なじみの客を相手にやっていける、ということなのだろう。実際、東西の客層の『違い』を思い浮かべると、そのまま顧客が固定化して、旧市街の東口、新市街の西口と、駅を挟んだ東西が『分断』されてしまうのではないか、とすら思えてしまふ。

牽強付会の物言いかもしれないが、筆者

には、この『分断』という言葉が川崎を象徴しているように思える。交通網の貧困さによる市北部と市南部の『分断』、工業地帯であるが故の臨海部と中心街の『分断』、大企業の事業所主体の「支店経済」による地元経済の『分断』——などだ。

日ごろ、民間企業を中心に取材をしていると、市への注文や批判を耳にすることがある。曰く「道路をはじめ社会基盤の整備が遅れている」、曰く「産業振興のビジョンが見えない」——。行政への『おねだり』もあろうが、そこに通底しているのは「市役所は我々の声に、耳を傾けてくれているのか」との思いのように見える。不平不満を漏らしてくれるなら、まだ幸いだらう。「市には何も期待していない」「川崎の地元企業という意識はない」とする経営者も少なからずいるからだ。

翻ってラゾーナ。東芝の川崎事業所が操業を終えたのは二〇〇〇年、跡地の利用計画が公表されたのは二〇〇二年のことだ。それから六年、あるいは四年の時間を経ながら、皆が必要性を認める「回遊性の確保」が実現できていないのは何故だろうか。意思疎通なのか問題意識なのか、市と民間との間に何らかの『分断』、『断絶』はなかったのかと、筆者は穿ち過ぎてしまふのだ。

バックナンバー紹介

■政策情報かわさき18号特集

【特集1】新たな公共管理の可能性

◆【座談会】新たな公共管理の可能性を探る「行政サービスの外部化と指定管理者制度、委託、契約における課題から」①これまでの公共サービスの現状と課題、②民間の力の活用への具体的な取り組み、③いま何が問われているか。支援、連携、評価と選定、④まとめ——新たな公共管理への展望（法政大学法学部教授 武藤博己／総務局行財政改革実施本部内部改革担当主幹 小金井勉／財政局管財部契約課主幹 渡辺元久／市民局地域生活部地域生活課主査 三枝正孝／健康福祉局地域福祉部地域福祉課長 佐々木元行／「司会・編集長」総合企画局政策部長 木場田文夫）

◆民間化の動向と委託契約手法の変容「日本におけるPFIと指定管理者制度を中心として」（東海大学政治経済学部教授 前田成東）

◆入札・契約制度改革検討委員会の検討結果と今後の方向性（財政局管財部契約課主幹 渡辺元久）

◆CSRにおける総合評価型入札制度（政策入札）導入の可能性（収入役室出納課指導係 廣岡真生）

◆市民が管理する公共施設にかける市民自治社会の発展への期待（まちづくり局計画部都市計画課主査 加治屋淳一）

【特集2】政策形成過程における参加のデザイン

◆【座談会】参加技法のイノベーション「科学技術政策とコンセンサス会議（東京電機大学理工学部教授 若松征男／法政大学人間環境学部助教授 小島聡／水道局経営企画担当主査 高山正太郎）」

◆水づくりをテーマにした市民参加の社会実験について「新たな合意形成手法・コンセンサス会議の可能性を探る（水道局経営企画担当主査 川添文夫）」

地域の活性化を担う起業家達

経済局
商業観光課主査
名倉三保子

川崎市内には、二六〇を超える商店会があり、景気回復の本格化が叫ばれるも、商店街をとりまく環境は、大型店との競合等もあり厳しい状況である。商業観光課では、市内商店街の空き店舗を活用する創業者に対して、財政的な支援を行なうて、創業意欲の向上と空き店舗の解消を目指しているが、この空き店舗活用創業支援事業の対象となった意欲あふれる三名の創業者達の店舗を紹介する。

革製品全般の専門店 ▼革工房TAKU

最初の店舗は、麻生区の富士塚商店街（会長 黒澤 絹江氏）の中に、平成八年の七月に開業した「革工房TAKU」（カワコウボウ タク）である。起業したのは、三〇歳代前半の伊藤拓氏であり、革製品の製造、販売、修理とレザークラフト教室を開催している。伊藤氏は、平成八年から趣味でレザークラフトを始め、平成一〇年から二年まで、名古屋市にある大手メーカーでの製造、販売経験を経て、フリ

ーマケットに出店しながら、一七年には卸先も獲得した。その後、ネット上での販売を開始し、このたび、更なる事業拡大を図り、レザークラフト教室を加え、商店街への出店を決定した。出店後、商店会の会員となった伊藤氏は「黒澤会長さんを始め、会員の皆さんには、お世話になっていました。実際に、店舗を地域の方に紹介していただき、また、この百合丘周辺には、閑静な住宅街の中に、隠れた名店が多い事に気がつきました」。

店内は、一階が店舗兼作業場となり、クラフト教室も行い、二階は、倉庫と住居を兼ねている。一階には、革製品と伊藤氏の趣味であるビンテージバイクが置かれ、オートバイに乗る方をターゲットとしたサドルバック、ポーチ、ベルト等に加えて、大



革工房TAKUの店頭

革工房TAKUの店内の様子



きな物はトランク、小さなものでは、キーケースまで取り揃えている。すべて伊藤氏の手作りであり、名前を入れたり、色、デザインについても丁寧に顧客の注文に応じてくれる。販売の他に、靴の修理、ソファの張替えから、大型トランクを中型バックに再生したりと、革製品に関する相談にも幅広く応じている。経営の理念は、「ものを大切に、ゴミは最小限に、良いものは長く使ってほしい」という考え方である。クラフト教室にもさっそく応募者があり、デザイン等の打合せ時間を取り、初心者でも取り組みやすい作品の作成・指導を開始した。順調に起業を果たした伊藤氏は、「川崎市の補助制度をホームページで見つけましたが、若い人にこの制度をもっと活用してほしい」と同世代の起業にエールを送っている。課題としては、カットサンプルも含めて、完成品を店内に増やしていくと同時に、効果的な広報の仕方を学んでいきたいと、大変意欲的である。作品の質の高さと起業家である伊藤氏の持ち味を活かした店舗は、早くも商店会の中で注目を集めている。

【店舗情報】

店舗名称 革工房TAKU（カワコウボウタク）

代表者名 伊藤 拓（イトウ ヒロシ）

業 種 革製品の製造・販売、修理

住 所 川崎市麻生区百合丘三三三

五（百合丘駅から徒歩一〇分）

電 話 〇四四七二二三八六六

（ファックスも同じ）

営業時間 午前十一時〜午後八時

定休日 水曜

見上げれば青空 ▼あおぞら整骨院

次に紹介する店舗は、中原区のサライ通り商店会（会長 鈴木 照明氏）の中程に、平成一八年の二月末に開業した「あおぞら整骨院」である。院長である川畑美千代氏は、健康運動指導士の資格を持ち、スポーツクラブで二度の育児休暇をとりながら一五年間の勤務の後に、柔道整復師の国家資格を取得した。

商店街の中に開業するきっかけは、「平成一七年六月の川崎市人権男女参画センター主催の「女性起業家入門セミナー」に参加して、講師や他の参加者から独立を進められたのが、きっかけです。当時、病院勤務をしていましたが、起業については、不安だらけでした。その八か月後に店舗を持てた事は夢のようです」と話す。院内は、院長と女性スタッフ五名で構成され、車椅子やベビーカーの利用者に配慮してバリアフリーであり、季節の花を飾り、やわらかな色彩に配慮し、天井は青空の張り紙が施されている。「施術中は、仰向けになり、天井を見る事が多いため、見上げると青い空があれば心が和むと思い、あおぞら整骨院」という名前にしました」と、川畑氏。施術内容は、関節・筋肉の痛み、スポーツ外傷、打撲等に加えて、自費診療としてストレッチ、出産後のリハビリ体操指導があり、健康運動指導士でもある川畑氏ならではの施術内容となっている。サライ通り商店会の会員になり、商店会会員の紹介や口コミで地元の顧客を着々と増やしてい



あおぞら整骨院の前

あおぞら整骨院 川畑 美千代さん



る。地元の町内会の盆踊り大会にも商店会の一員として参加し、商店会活動にも熱心に取り組み、地元で愛される店舗を目指している。

商店街の中に起業して、もともと嬉しかった事は、「人と人とのつながりが生まれた事、様々な不安に対して家族とスタッフの応援が本当にありがたかった。つらいと感じる事よりも、嬉しい、楽しいと感じる事が多く、やりがいを感じています。」今後の事業展開としては、顧客の増加に伴い、ベットを増設して、待ち時間の短縮を図る計画である。根底にあるのは、「コミュニケーションを重視した治療」であり、忙しくてもコミュニケーションの時間を十分とることである。最新の理学療法機器やウォーターベットに加えて、「人と人とのつな

がり」を重視した暖かな雰囲気の中で、しっかりと施術を受けてほしい」という院長の思いが表れている整骨院であり、若手起業家である川畑氏の活躍が大いに期待されている。

【店舗情報】

店舗名称 あおぞら整骨院
代表者名 川畑 美千代（カワバタ ミチヨ）

業 種 整骨院
住 所 川崎市中原区今井南町四二八
―五（武蔵小杉駅南口から徒歩五分）

電 話 〇四四―七三三―五五一（ファックスも同じ）

受付時間 （午前）九時～十二時
（午後）三時～六時

定休日 日曜・祝日（水曜・土曜の午後については、予約制）

健康を自分の目で確かめられる

▼かわさき生田療術センター

最後に紹介する店舗は、多摩区の生田駅周辺地区を街区とする生田中央商店会（会長 森山 弘氏）に開業した「かわさき生田療術センター」である。平成一八年七月二九日にプレオープン、八月四日には正式にオープンした。起業主体は、株式会社統合ヘルスケア研究所であり、同社は設立にあたり、アジア起業家支援事業により、「KSP THINK」に入居し、かわさき起業家オーディションで「かわさき起業家賞」を受賞した企業である。同社代表取締役の元春範（ゲン シュンハン）氏は、

外科医として中国で活躍後、来日し、新たな整体療法「アイリス スイナ」を完成させた。

この「アイリス スイナ」とは、アイリスメーター（虹彩を利用した診断システム）を使用して、個人の身体の状態をチェックし、バランスの崩れている箇所を推拿（スイナ）の手法で施術し正常なバランスに戻す整体である。元氏はこの治療法のメリットについて「推拿（スイナ）とは、代替医療である推拿（スイナ）手法に西洋医学を統合した療法で自然治癒力を向上させます。日常的に自分の身体の状態を正確につかむのは難しい事です。アイリスメーターのデータを電子カルテ化し、身体の状態を手軽に把握することが出来るシステムの構築を行っています」と述べている。



かわさき生田療術センターの治療室

かわさき生田療術センター
元 春範さん



商店街での起業にあたり元氏は、「多くの方の支援を得て、店舗を持つことができました。特に印象に残ったのは、商店会の森山会長が外国人である私を快く受け入れてくださり、七月二九日の商店会のお祭りでは、場所を確保し、宣伝の機会も与えてもらったことです。お陰で、当日は五時間で五〇人の方がアイリスメーターを試していた。大きな反響を得ました」と、語る。順調な事業をスタートさせた「かわさき生田療術センター」が、商店街エリアの顧客に従来のない切り口でサービスを提供する事で、商店会の一員として、会のネットワークを活かしながら、魅力ある街づくりに参加する事が期待される。今後の抱負については「整体業は、身体と心の癒しであり、食事、ストレッチについてもアドバイスをしています。寂しさを感じている方が多いのも事実であり、丁寧に話を聞かせていただく事も治療の一部であると痛感しています」。心身の健康に寄与できる店舗の誕生である。

【店舗情報】

店舗名称 かわさき生田療術センター
代表者名 株式会社統合ヘルスケア 代表取締役 元 春範（ゲン シュンハン）

業 種 整体業
住 所 川崎市多摩区生田七―九―一
生田第二ビル二階（生田駅から徒歩五分）

電 話 〇四四―九三三―一三三三（ファックスも同じ）

受付時間 午前十時～午後十一時
定休日 無休

川崎市政日誌

(2006年1月～6月)

一月四日

国際アメリカンフットボール連盟（IAFF）の第三回ワールドカップ（W杯）が二〇〇七年六月七月、川崎市で開催される正式に決まり、阿部市長に日本アメリカンフットボール協会から開催決定通知書が手渡された。W杯は川崎球場と等々力陸上競技場を会場に、一〇日間の日程で行われる予定。

川崎の都市イメージ向上を狙いとした市民・民間事業に対し助成金を交付する「市イメージアップ事業認定制度」に基づく認定事業八件が決定した。認定事業は、川崎の魅力スポットを巡るはとバスツアーなど。

一月一六日

市は、市消費者の利益擁護と増進条例に基づき、市内六七の住宅工事事業者と「住宅工事契約における消費者トラブルの防止に関する協定」を結んだ。協定は、消費者にとって住宅工事契約が明確、公正なものとなるよう事業者が順守すべきことを規定している。

一月一七日

市は、市内の各産業間の経済取引をまとめた産業関連表を初めて作成したと発表。産業関連表は経済構造の把握や経済波及効果の算出に不可欠な資料。今回作成したのは二〇〇〇年版。今後五年ごとに改訂する方針。

一月二四日

阿部市長は、人権、労働、環境、腐敗防止の四分野に率先して取り組むことを提唱している国連「グローバル・コンパクト（GC）」への参加を表明した。国内の自治体としては初めて。

一月二五日

市は、韓国大邱市に阿部市長を団長とする官民合同の産業交流使節団を四月に派遣すると発表した。市内企業もつ環境技術をPRするとともに、「アジア企業家村」に企業誘致する狙い。市の海外への産業交流使節団派遣は、上海市に続いて二回目。

一月二六日

「チネチッタ」は、二〇〇五年一年間の観客動員数が約一七九万人、興行収入が約二億三千万円と、〇三年から三年連続の日本一を達成したと発表した。

一月二七日

市は、二〇〇六年度に導入する区民会議の条例素案を明らかにした。設置目的や委員定数・構成、区民会議の結果を市長が尊重するといった骨格部分は条例で規定し、会議の運営や実際の委員構成メンバー、運営事項は区や区民会議が自主的に規定する。委員は二〇人以内で任期は二年。専門部会も設置できる。

一月三〇日

都市計画上の「工業地域」に建てるマンションの高さ制限について諮問を受けていた市都市計画審議会（小浪博英会長）は、二〇メートル以下に制限する内容の答申をした。

「二〇〇五年度版市出資法人の現況」がまとまり、市が資本金の二五％以上を出資する三四法人のうち一六法人が、累積赤字を抱える経営が続けていることが分

かった。

一月三一日

市は、二〇〇五年度の市民意識調査の結果を速報した。生活環境の満足度では「通勤通学の便利さ」、市政満足度では「ごみ収集やリサイクル」が一位となった。市政要望では三年連続で「病院・診療所の整備や救急医療体制の充実」が一位となった。

二月一日

市立多摩病院が開院。運営は指定管理者に選定された聖マリアンナ医科大学のスタッフがあたる。急性期医療と災害時医療、小児医療に力点を置き、市北部の基幹病院としての機能が期待されている。市は、新たな財源確保策として二〇〇六年度から導入される市ホームページへのバナー広告の掲載者の募集を二月一日から開始した。

市は、国の「新地方行革指針」に基づく「集中改革プラン」の素案を公表した。二〇〇九年度までに職員を約一七〇〇人削減することを目標としている。

市交通局は、赤字経営が続いている市バス事業の改革案「ニュー・ステージプラン」の骨子を公表した。二路線の民間委託、上平間営業所の民間委託、バス運転手の給与水準の見直しなどにより改革が終わる〇九年度には一億円の黒字を見込んでいる。

市水道局は、給水能力の削減や水道料金の引き下げなどを盛り込んだ「中長期展望」の骨子を公表した。二〇一〇年度を目安に水道料金を引き下げるほか、職員を一五〇人削減する。

二月六日

臨海部の企業や学識者、市などで行く「川崎臨海部再生リエゾン推進協議会」

（大西隆会長）は、効果的な緑の増加と設備投資の促進を両立させるために、市が定める緑関連の規制緩和などを求める案を市長に提出した。市は提案の実現に向けて検討委員会を発足させる方針。

二月七日

「ドラえもん」を生み出した漫画家、藤子・F・不二雄さんが残した原画などを展示する施設の建設について、市と著作権を管理する藤子プロが基本合意書を取り交わした。建設場所は生田緑地で、二〇一〇年度中までの開館を目指す。

二月八日

市は、二〇〇〇年四月から〇二年六月までの家庭用水道メーターの入札三六件で談合があったとして、落札八社を相手に八二〇〇万円の損害賠償を求める訴えを起こした。

二月一〇日

市は、二〇〇六年度当初予算案を発表した。一般会計は五四五六億三〇〇万円で前年度比六・九％増と三年ぶりの増額予算だが、主な原因は市債の償還などに伴う公債費が前年度比三七％の大幅増となったため、依然として厳しい財政運営を迫られている。歳入は、景気回復、定率減税の縮小等により個人・法人市民税が約一四八億円の増。しかし市債発行額も五八一億円に膨らみ、市債依存度は前年度と同じ一〇・六％。

市は、先行取得したまま長期間利用計画が決まらない保有地の事業化を進めるなどし、二〇一〇年度末の保有額を〇五年度末比の約五四％に当たる五五八億円に削減することを目標とした「第三次総合的土地対策計画書」を発表した。

二月一三日

市まちづくり局の所管事業と関連出資四

法人に関する二〇〇五年度包括外部監査報告書（監査人・守屋俊晴公認会計士）が公表された。当初の計画の四倍以上に膨らむ登戸土地区画整理事業について効果的な事業の推進を求めるほか、土地開発公社の廃止の検討を促している。

二月一五日

二〇〇五年の国勢調査などを基にした市内人口調査がまとまり、二〇〇五年一〇月の総人口は一三二万七〇〇九人で、〇〇年調査に比べると増加率は六・二％となり政令指定都市と東京二三区を含む五大都市で一位となった。

二月二四日

市は、三月一日から、市内全一四の市立小学校に非常警報用装置の配備を始める。校外に持ち出せるのが特徴で、GPS（衛星利用測位システム）が内蔵されており、校外活動中にも活用ができる。

三月一四日

市は、一般行政職員（管理職）二人を四月から小学校校長に配置すると発表した。一般行政職が校長になるのは県内で初めて。

三月一五日

市は、乳幼児連れの来庁者の利便を図るため、本庁舎一階にベビールーム兼休養室を開設した。

三月一八日

市は二〇〇六年度、地域課題に専従で取り組む担当者を各区に一人、区長裁量で配置する。人事面での区長裁量確保は全国の政令市でも珍しい。

三月二四日

羽田空港と川崎市を道路で結び、川崎側に商業・物流機能を集約させる「神奈川口」構想について、川崎商工会議所（長澤明彦会頭）は、高度先端治療施設など

を誘致する独自案をまとめ、神奈川経済同友会と連名で県と市に提案したと発表した。連絡道路も橋梁にするよう提案している。

三月三〇日

重症患者を二四時間体制で受け入れる救急救命センターが、四月一日、日本医科大学付属第二病院と市立川崎病院に開設される。既存の聖マリアンナ医科大学病院と合わせ、南北に長い川崎にバランスよく三か所の救急救命センターができることになる。

四月一日

市は、新総合計画や第二次行財政改革プランの着実な推進体制を整えることを目的とした組織改編・人事異動を発令。次世代育成支援を進めるため健康福祉局内に「こども事業本部」を創設し、本部内に児童相談所を統括する「こども家庭センター」も設置した。また、耐震強度偽装事件を受け、まちづくり局に「耐震偽装問題対策室」を新設した。

四月三日

ホームレスの自立支援を進めることを目的とした就労自立支援センター「ひまわり」が川崎区日進町に開所。

四月六日

市は、経営改革をめざして民間公募した市民ミュージアムの館長に、小田急百貨店町田店販売促進部長、志賀健二郎氏を採用すると発表した。五月一日から三年間の任期付き職員となる。

四月七日

宮前区のスポーツ活動の拠点として市内六館目となる宮前スポーツセンターが開館。

四月八日

市は、二〇〇六年度から障害を持つ中高

生に放課後や夏休み期間中などの活動や交流の場を提供する「障害児タイムケアモデル事業」を始め、保護者説明会を行った。事業は市の委託を受けたNPO法人などが、市内六か所のこども文化センターで実施する。

四月一一日

市は、二〇〇六年度に策定する多摩川にかかる総合的な施策の骨格となる「多摩川プラン」の方向性として、「ふるさと川としての風景づくり」など五項目を発表した。

四月二一日

阿部市長は、友好都市提携を結んで一〇周年となる韓国富川市を訪れ、音楽や漫画などソフトコンテンツを活用して相互に親善を深めることを確認する交流推進確認書に調印した。

四月二六日

市は、二〇〇五年度の市立二病院（川崎、井田）の決算が八年ぶりに単年度で黒字となる見通しであると発表。二〇〇五年四月に病院事業管理者に武道弘氏を招いて合理化を進めてきた病院改革一年目で早くも黒字転換を達成したことになる。

四月二八日

市は、「川崎駅周辺総合整備計画」を発表。川崎駅に新設を予定している北口改札と東西自由通路について、二〇一〇年度をめどに整備する方針でJR東日本と協議を進めていることを明らかにした。

五月一日

市環境影響評価市審議会（会長・戸田孔功弁護士）は、地域環境管理計画の見直しについての中間答申を行った。地球温暖化防止に向け、環境影響評価項目に温室効果ガスなど四項目を追加したほか、環境配慮項目にヒートアイランド現象を

新たに設定した。

五月一二日

市のまとめによると、二〇〇五年度の児童虐待相談（通告を含む）の件数が、過去最多の四六五件に達したことがわかった。内訳別では、身体的虐待が最多。年齢別では、ゼロ歳から就学前の乳幼児が虐待される傾向が続いている。

五月一五日

阿部市長は、都内で開かれた「八都県市首脳会議」（首都圏サミット）で、国勢調査の調査方法の抜本的な見直しを提案。また、三位一体改革で厚生労働省が生活保護の国庫負担割合を引き下げる方針を表明したことに、あらためて不快感を示した。

五月一六日

市の二〇〇四年度の随意契約のうち、七割以上が前年度とほぼ同一内容で同一落札者と契約し、予定価格と契約価格が同額だったケースも七割を超えていることが市監査委員の監査で明らかになった。

五月一七日

市男女平等推進審議会（会長・国広陽子武蔵大学教授）は、男女平等推進状況について、同審議会が第三者として毎年点検、評価する仕組みを新設するよう市長に答申した。

五月二三日

市は、魅力的で信頼される市債発行に向けて、引受金融機関が参加する「市起債運営アドバイザー・コミッティ」と、機関投資家が参加する「市債投資家懇談会」を設置した。自治体がこの種の会を設置するのは、全国で初めて。

五月二五日

市が市内に二園ある市立幼稚園を数年以内に廃園し、幼稚園事業から撤退する方

針を固めたことが分かった。両園の跡地は、「認定こども園」設置の可能性を検討していく。

五月三十一日

市多摩川プラン策定委員会が初会合。委員長には、東農大の進士五十八教授が選ばれ、多摩川の有効活用について検討を開始した。

市は、二〇〇七年四月から開始する普通ごみの週三日収集に伴う新たなごみ収集体制の概要を発表した。

六月二日

市は、JR南武線鹿島田駅と横須賀線新川崎駅間の二・三ヘクトールを再開発するため、施行主体となる株式会社「鹿島田駅西部地区再開発」を設立した。民間資金とノウハウを導入し、スピーディーな市街地開発事業の推進をめざす。

六月六日

市は、財政状況を分析し、問題の解決を探索するため、外部の有識者を交えた財政問題研究会（座長・辻塚也一橋大大学院教授）を設置した。来年八月までに報告書をまとめ、二〇〇七年に改定作業に入る。次期新総合計画に生かしていく。

市内三か所ある救命救急センター（聖マリアンナ医科大学病院・日本医科大学蔵小杉病院・市立川崎病院）と市が、医師の交流や各病院で扱った症例の情報交換などで連携する「川崎市救命救急センター連絡協議会」を設立、相互協力に関する覚書を締結した。

市内の異分野の研究者・技術者の知的交流拠点づくりをめざす「かわさき科学技術サロン」の第一回サロンが、かながわサイエンスパークで開催された。

六月一六日

市は、認可保育所への入園について選考

過程を透明化するため、ポイント（指数）制を導入し、選考も二段階から三段階に変更することを明らかにした。八月から新制度に切り替える予定。

市は、市債を購入する個人投資家に向けて、市債の発行計画や財政状況などを広報する基本方針「IRポリシー」を発表した。信頼性と透明性の高い情報発信で、投資家のすそ野を広げ、市債の価値を高めることが狙い。

阿部市長は、副市長に国土交通省住宅局住宅生産課長の高井憲司氏を起用する方針を固めた。

六月一七日

JR南武線と小田急線が乗り入れる登戸駅のJR新駅舎と南北自由通路、ペデストリアンデッキが完成、一七日に開通した。乗り換えの利便性や街の一体感が高まると期待されている。

六月二〇日

市は、子どもたちを地域ぐるみで守る体制構築のための取り組みを発表。年度内に不審者情報を保護者にメール配信するシステムを整備するほか、「こども一〇番」事業を拡充し、新キャラクターに「ドラえもん」を起用した。

六月二三日

今年四月に民間からの公募で登用された堺市南区の古川洋子区長が、全国初の民間区長として起用された大宮前区長を訪問、区役所改革や区民との協働事業などについて意見交換した。

六月二五日

住民投票制度のあり方を探る「住民投票制度検討委員会・フォーラム」が、多摩区役所で開かれ、検討委員会（委員長・寄本勝美早稲田大学教授）がまとめた制度の一五の方向性について、参加した市

民と検討委員が意見を交わした。フォーラムはこの後、ミューザ川崎と中原区役所でも開催される。

バックナンバー紹介

政策情報かわさき第17号特集

【特集】成熟社会における地域資源とまちづくり——低成長時代における自治体運営への示唆を求めて——

【座談会】

◇成熟社会における地域資源とまちづくりの構想（金井利之・東京大学大学院法学政治学研究科教授・伊藤弘・木村純一・北沢仁美・司会・木村文夫）
◇川崎市の自治体資源の状況
◇川崎市の地域資源をどう活用するか——地域資源にかかわる「七」の事例をめぐって（政策情報かわさき編集部）
「一 既存資源の見直し」

◇川崎特有の地域資源の活用
◇かわさきのイメージアップを目指して——地域資源と民間活力の活用（川崎市）
◇わが国の素材産業の資源循環産業化の潮流（川崎環境特区への期待）（小倉隆雄）
②減少しつつある自治体資源への対応
◇若い世代の夜間・休日等の開放に向けて（湯嶋美枝）
◇コミュニティ施設のまちづくりへの活用可能性（麻生まゆみ）
◇市民の会地施設調査結果から（津田 祺）
③自治体資源の有効活用
◇二つは資源。処理センターにおけるごみの有効利用の現状（石井 廣宣）

【二】新たな地域資源の形成

①市民合意の形成とその意義
◇市民との協働による水道施設の有効利用の事例について——鶴沼ビル跡地における地域交流の拠点づくり（川口美穂）
◇市民合意に基づく条例策定の実践と課題——川崎市自治基本条例検討委員会の軌跡（神山洋一）
◇市民意見を活用した市政運営——市民提案の活用と課題（渡邊タツ子）（②協働の推進）
◇市民と市民・市民と行政のネットワークづくり——市民館市民自主学級・市民自主企画事業について（夏井英幸）
◇市民が市民を支える仕組みづくり——井田病院の市民ボランティアを事例として（早田清）

◇川崎の農を助け農地を守る人材の育成——「農（み）のり」の寺子屋を通じて（米川源一／勝田麻美／山崎裕司）
③新たな自治体資源の創造（外部からの資源創造）
◇市政への参画意識の高揚を図る資金調達の多様化——ミニ公募債の取り組みを通じて（渡谷隆彦）
④分権改革の成果等を踏まえた資源の活用
◇分権時代に求められる自治体職員の人材育成の取り組みを通じて（山本昇二）
◇地方分権一括法施行後の本市における条例策定状況について（鈴木 孝）

【情報技術の活用】

◇利便性の高い行政サービスの提供をめざして（電子申請実証実験）——情報技術（IT）を活用した電子市役所の充実に向けて（澤野正憲）

【IV】自治体資源の配分の変更

◇本庁から区役所への分権の推進——地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点としての区役所をめざして（猪俣聡）
◇溝口駅前の自転車対策をめぐって（明石憲孝）

政策情報かわさき第16号特集

【特集】これからの地域コミュニティを探る

【パネルディスカッション】

◇まちを耕す小さなまちづくりとコミュニティ・デザイン
②次回市民自治創造・かわさきフォーラムより
「コティータ」延藤安弘（PPO法人まちの緑創育隊代表理事）
「パネリスト」川崎泰之（高津まちづくりセンター・NPO法人多摩川コミュニティ・事務局）
〇武 道子（市民福祉事業センター・かわさき）
〇阿部孝夫（川崎市長）

◇都市部における地域社会を考える（川崎市総合計画課題専門調査員 棚崎 匠）
◇学校施設を利用した地域拠点施設の可能性について——虹ヶ丘小学校コミュニティルームの取り組みを踏まえて（教育委員会事務局生涯学習推進課課長 武田 昭明）
◇公園づくりを通して地域コミュニティ（環境局緑政課課長 大谷雄二）
◇地域で取り組む子育て支援の現状と課題——中原区役所が進めるヘルスプロモーションの実践（中原区役所保健福祉センター・地域保健課課長 美馬和子）
◇総合型地域スポーツクラブによる地域づくり（教育委員会生涯学習部スポーツ課生涯スポーツ係長 高橋勝美）

【地域コミュニティ実態調査】

◇川崎小田地区まちづくりクラブを中心とした地域コミュニティのすがた（川崎区役所総務部政策推進課課長 萩原圭一）
◇健康福祉局福祉社会部高齢者住宅サービス課 久保原一（総合企画局政策課課長 今村健一）
◇中原区新地区商店街活性化の取り組みと地域の中での役割について（中原区役所民生生活部地域振興課課長 地域振興係長 廣井健造）
◇中原区役所民生生活部地域振興課課長 廣井健造（経済局産業振興部商業観光課 勝山慶一）
◇宮前区民生生活部市民が活躍の場を創出——宮前区役所民生生活部政策推進課課長 安生浩二（総合企画局政策課課長 小野 隆）
◇多摩川二田地区NPOによる地域福祉の取り組みをめぐって（総合企画局政策課課長 伊藤和良）
◇麻生区民生生活部地域振興課課長 伊藤和良（総合企画局政策課課長 鈴木 孝）

◇麻生区民生生活部地域振興課課長 伊藤和良（総合企画局政策課課長 鈴木 孝）
◇川崎市におけるコミュニティの位相と、コミュニティ施設等に関する行政課題について（総合企画局政策課課長 伊藤和良）

【まとめ】

◇川崎市におけるコミュニティの位相と、コミュニティ施設等に関する行政課題について（総合企画局政策課課長 伊藤和良）

編集後記

【編集委員】

久しぶりに編集委員に復帰しました。復帰つながりでいえば、自らの育児休業から職場に戻って半年。第2特集「子ども施策」は実に「わがこと」です。思えば休業期間中は髪が乱れ、ブランクではなくフラッシュアップ、なんていう前向きフレーズとはほど遠いものでしたが、それでは、寝に帰るだけ、荷を置くだけに等しかった住所地で、子どもを背負いながらの「ウロウロ地域住民」体験をするなかで、チャンネルを切り替えることの大切さや、オン・オフだけでなく複数のチャンネルを持つていいよね、と改めて思うことができました。

そういえばこの政策情報誌の編集会議への参加も、頭のチャンネルが切り替わるようで、脳の活性化につながっているようです。頭の中でイメージする「チャンネル」音はもちろん「ピ」ではなく「ガチャガチャ」どうもこのあたりは切り替わりません。

（総務局職員研修所 町田智子）

我が家には、今年一八月目を迎える雄猫が、四匹いた。彼らは、もちろん人間の言葉は話せないが、人間の言葉を理解し意思表示もするため、彼の前でめつたなことは言えなかった。

最近「ペット産業」という言葉が象徴するとおり、動物を飼う人が多くなっていると思う。その一方で、捨てられる動物もいる。子犬や子猫など、小さい時は誰かにかわいがり、彼らは成長すると、老後もある。生き物である以上、人間の思いどおりにはいかない。どんな理由や事情があっても、最後まで付き合っていく覚悟が必要である。

我が家のプリンスは、今夏、突然体調を崩し、獣医から余命が短いことを宣告された。高齢であり、いつかは別れの時が来ると思いつながら、あまりの急変ぶりといくなくなるこへの心の準備が不十分であった私は、「ペトロロス症候群」になると感じた。そんな私の気持ちを察してか、彼は宣告された日数よりも長く病と闘い、そのおかげで、彼の死を受け止める準備ができた。

動物も人間も「老い」の問題があり、また、「命の尊厳」は同じであることを、誰もが当然であると思う社会でなければならぬ。今後、捨てられる動物が増え、その対策を講じなければならぬ時代にはなっていく。

（総合企画局企画調整課主査 佐々木智子）

これまで、いくつかの施策の形成に多少なりとも関わった経験から、一般論として考えるに、行政施策が行政サイド

の事情で揺らいでいくことは、当然ではあるが、相手方である市民との信頼関係を損なうことにつながる。

民主的な決定による場合は別として、途中で揺らぐと思われる施策は、実施前にきちんとチェックし修正なり廃案すべきである。そんなことは当然だと叱責されそうだが、さらに一般化すると、かつてベストセラーとなった「上司は思いつきでものを言う」という本で、下からの建設的な提案が上の思いつきに翻弄される構造が浮き彫りにされた。観念的レベルのチェック機能は実際には働かず、現実の構造的要因によって最終形態が形作られるというものである。しかし、思いつきによる歪曲化が日本列島の現象であるからといって、それが普通で地方公共団体の施策展開でも許容されると考えるべきではない。「政策情報かわさき」は、本市の確固とした政策・施策の礎となるべき重要な役割を担っていると考えている。

（総合企画局自治政策部 白石 尚）

先日あるシンクタンクの研究発表会に参加しました。研究発表の題材として自治体の行政改革を推し進めていくためのツールに関するものがありました。なるほどと思いつながら聞き入っていました。研究会の最後はあいつの中で、「行革はどんなにリットンなツールがあっても、三三三（意）がなければ成し遂げられない」という話がありました。これは実際にある自治体の知事だった方が言われたことです。

昨年は業務の関係から様々な自治体あるいは民間企業の方にヒアリングをする機会があったのですが、共通していたことは、それぞれ業務は違っても、そこには成し遂げる三三三があったということです。失いかけていた何かを思い出させるには十分過ぎるくらいインパクトのある研究会でした。

（財政局課税指導課 伊藤淳也）

今回の編集委員は、21号ということもあって、記事内容の検討だけでなく、これまでの一「年を振り返り、今後の『政策情報かわさき』について議論する機会のある委員会であったと思う。

最近の課題の一つとして、本誌の読者層が広がりをみせたことで、その反響を考慮した際、著者の意見・提案等が出にくい傾向にあることだった。

今後、個人的な意見・提案に重点を置く「政策研究」というよりは、一般論を主体とする「政策情報」としての性格を強く出し、政策の経過や用語説明など情報を提供する方向がよいのではという旨の提案はしたものの若干複雑な思いである。

毎号表紙裏面にある編集部の文章のとおり、「職員個人の自由な発想による創造的意見・提案」は何よりも重要なものと承知しつつ、それが出しにくいという理想と現実のジレンマの中で、今後とも本誌が、読者にとって有意義なものであるために、微力ながら協力していきたいと思う。

（高津区役所地域振興課 澤田充生）

たまたま目にした記事に、「国の競争力 日本、七位に上昇 技術革新など首位」とあった。九月二六日に世界経済フォーラムが発表した「二〇二〇年世界競争力報告」で、日本は昨年の一位から七位に上昇し、一九九五年の四位以来の高い順位を回復。九つの調査分野のうち「技術革新」「保健・初等教育」で首位に立つたことが寄与した、という内容のものだ。

最近の私にとって技術革新というと、あまり身近に感じることのないテーマであるが、特集された北川の科学技術では、その多様性と奥深さに驚くばかりだ。学校などでの取り組みが紹介されている記事を読むと、私も実験などに目を輝かせていた子どもでもあったことを思い出す。ワクワクする気持ち、忘れていても心のどこかに残っているもの。それは私たちの原動力となり、未来への可能性や創造力を授けてくれるものであろう。

（都市政策課専門調査員 梶谷有華）

大学院で行政学を専攻する傍ら、非常勤で市役所に勤務している私にとり、本号の科学技術の特集は「隣の芝生は青い」と感じさせるものであった。本市に限らず、自治体の科学技術政策においては、国の場合以上に人文・社会科学の影が薄く、「科学技術＝理系」という強い共通理解が存在しているように思われる。技術という目に見える成果を生み出し、さらには経済効果をもたらす自然科学に比べ、人文・社会科学には市民が手に入れたくなく自然科学に比べ、自治体が支援しにくくなるような効能も乏しいことは否めない。市民の支持を得られない文系の研究は、自治体の科学技術振興施策の対象から脱落することを受け、むしろ、教育政策・文化政策などに活路を見出すほうがよいのであろうか。いろいろと考えさせられる。

（都市政策課専門調査員 棚橋 匡）

【事務局あそび】

新地方分権推進法が国会に提出される動きが出ている。近年の地方分権の取り組みは、平成五年の国会決議に端を発し、平成二一年の地方分権 括法の施行により、機関委任事務制度の廃止など一定の成果を得た。しかし、その後地方税財源の充実、確保に向けた三位一体の改革では、地方の自由度が高まらず、不十分な内容となっている。

国では総理大臣が交代し、それに伴って分権改革が積極的に推進されるのか否か、その行方が注目されるが、改めて分権改革の意味を問い直し、国民的議論の高まりを背景とした改革の推進が期待される。

一方、地方側には、一部に分権の推進に伴う地方の格差拡大の問題が指摘され、そのために地方全体が、枚挙でないという実態も顕著となってきた。「分権推進」と「格差是正」の問題は本来分けて議論せねばならないだろうが、この議論の行方によっては、これまでの国対地方の権限争いから、地方同士のそれぞれの存続をかけたせめぎ合いの段階へと移行することになりそう。そして、地方にとりては東京に集中する財源の地方間での配分問題が避けられない課題として重くのしかかってくる。分権改革は、未だ終着点の見えない道の途上にある。

（総合企画局自治政策部主幹 土方慎也）

今、協働のルール策定に関わっている。協働とは何か、その定義や手法などを、漠然としていたイメージから明確なものにしていくのはとても難しい。委託とか補助とか行革の手法であるとか、いろいろな議論があるが、これから協働することによって行政の私たちの側がどう身構えていっているような感じがしている。市民と接する現場では、非常に厳しい指摘や非難を受けることもあるので、堅くならざるを得ないということもある。結局、協働というのは、「対話」なのだと思う。市民と対話し、行政の限界を理解してもらい、いろいろと議論して、距離を縮めていかなければならない。そういう腹を割った真摯なつきあひ方を求められるという意味で、協働は決して楽になる仕事ではない。ただ、「一緒にやろうよ」という市民の呼びかけに、「検討します、考えさせていただきます」と先送りしたり、その場かぎりの協働事業で終わらせようとしても、これからの市民と行政の関係は立ち行かないだろう。

（総合企画局自治政策部主査 菊地一恵）

先日あるNPOから連絡が入り、健康麻雀の助っ人を頼まれた。健康麻雀とは「飲まない、吸わない、賭けない」をモットーに掲げ、純粋にゲームに興じるもので、地域の高齢者や主婦の間でじわじわ広がりを見せつつある。その目的の役割は、点数計算や参加者のお世話など、ゲームの進行係であった。参加者は若年性認知症の方々が中心で、他人の手の中からハイを隠もってみたい、何度も順番を飛ばしてみたりと、ゲームはなかなか進まない。ただ、みな一様に表情は明るく、昔取った杵柄で、とても真剣に楽しんでいた。年を取り、体力や判断力が衰えても、ハイさえ握っていれば幸せ、麻雀にはそんな不思議な力があるようだ。こういう老後もありだなあと感じられるボランティア体験であった。

（総合企画局自治政策部 広岡真生）



9784862090126

ISBN4-86209-012-5

C3031 ¥600E



1923031006003

言叢社

定価=630円(本体600円+税)

第 **21** 号
2006 October no.21

政策情報 かわさき

Review of public policy, KAWASAKI CITY

川崎市総合企画局自治政策部

政策情報かわさき 第21号

2006年 10月25日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-2168 FAX.044-200-3800

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館

TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640